

日本公認会計士協会会則

昭和41年12月 1 日
制定

変更	昭和43年 6 月21日	昭和44年 6 月23日
	昭和45年 6 月26日	昭和46年 6 月24日
	昭和46年 9 月14日	昭和47年 6 月27日
	昭和48年 6 月27日	昭和49年 6 月28日
	昭和50年 6 月26日	昭和51年 6 月17日
	昭和53年 6 月23日	昭和54年 6 月28日
	昭和55年 6 月20日	昭和56年 7 月 8 日
	昭和58年 7 月 7 日	昭和59年 7 月 6 日
	昭和61年 7 月 8 日	昭和62年 7 月 8 日
	昭和63年 7 月 7 日	平成元年 7 月 6 日
	平成 2 年 7 月 5 日	平成 3 年 7 月 9 日
	平成 4 年 7 月 9 日	平成 6 年 7 月 7 日
	平成 7 年 7 月 5 日	平成 9 年 7 月 3 日
	平成10年 7 月 6 日	平成11年 7 月 6 日
	平成12年 7 月 6 日	平成13年 7 月 3 日
	平成15年 7 月 3 日	平成15年12月 2 日
	平成16年 7 月 6 日	平成17年 7 月 5 日
	平成18年 7 月 4 日	平成18年12月11日
	平成19年 7 月 4 日	平成19年12月10日
	平成20年 7 月 9 日	平成21年 7 月 8 日
	平成22年 7 月 7 日	平成23年 7 月 6 日
	平成24年 7 月 4 日	平成25年 7 月 3 日
	平成26年 7 月 9 日	平成27年 7 月21日
	平成28年 7 月25日	平成29年 7 月19日
	平成30年 7 月24日	2019年 7 月22日
	2021年 7 月15日	2022年 7 月25日
	2023年 1 月31日	2023年 7 月26日
	2024年 7 月18日	2025年 7 月23日
	2026年 7 月22日	

目次

第 1 編 総則

第 1 章 通則

第 2 章 入会及び退会

第 3 章 会員及び準会員の権利義務

第 2 編 公認会計士に係る諸制度

第 1 章 登録

第 1 節 公認会計士等の登録

第 2 節 上場会社等監査人名簿への登録

第 2 章 品位保持

第 1 節 職業規範の遵守

第2節	監督
第3節	監査・規律の審査
第4節	懲戒
第3章	監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）
第4章	審査申立て
第5章	自主規制のモニタリング
第6章	紛議の調停
第7章	研修
第8章	実務補習
第1節	実務補習
第2節	修了考查
第3編	組織運営等
第1章	組織
第1節	総会
第2節	役員
第3節	委員会
第4節	支部
第5節	属性別の協議会
第6節	事務局
第2章	財務
第1節	入会金、施設負担金及び会費
第2節	会計及び資産
第3章	会計教育
第4章	サステナビリティ能力開発
第5章	その他

第1編	総則
第1章	通則

（名称）

第1条 本会は、日本公認会計士協会と称する。

（目的）

第2条 本会は、公認会計士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第2条第1項の業務（以下「監査業務」という。）その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公認会計士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持昂揚を図ること。
- (2) 会員の業務に関する講習会又は研究会を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を実施すること。
- (3) 監査に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに監査基準の運用普及及び監査制度の確立を図ること。
- (4) 会計に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに会計原則の運用普及及び企業会計その他の会計制度の確立を図ること。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、公認会計士制度及び公認会計士業務（租税に関するものを含む。）について調査研究を行い、必要に応じ、官公署に建議し、又はその諮問に応ずること。
- (6) 会員の監査業務の適正な運用に資する諸施策を講ずること。
- (7) 公認会計士業務に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な援助を行うこと。

- (8) 法第46条の8の規定に基づき紛議の調停を行うこと。
- (9) 公認会計士試験に合格した者の指導教育に関し必要な施策を講ずること。
- (10) 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うこと。
- (11) 上場会社等監査人名簿の登録に関する事務を行うこと。
- (12) 会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動を行うこと。
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(設立及び法人格)

第4条 本会は、法第43条第1項の規定に基づき設立する法人とする。

(会員及び準会員)

第5条 本会は、公認会計士、外国公認会計士及び監査法人を会員とする。

2 本会は、次の者を準会員とする。

- (1) 公認会計士及び外国公認会計士となる資格を有する者
- (2) 会計士補
- (3) 会計士補となる資格を有する者
- (4) 公認会計士試験に合格した者(第1号に該当する者を除く。)
- (5) 特定社員

(事務所所在地)

第6条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

(会則)

第7条 会則は、総会において出席した会員及び準会員(第5条第2項第2号の準会員に限る。)の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

2 会則には、公認会計士若しくは本会の構成員としての権利義務に関する基本的事項又は本会の組織運営に関する基本的事項を定める。

(規則及び細則)

第8条 本会は、この会則の規定に基づいて必要な措置を行うため、規則又は細則を定める。

- 2 規則は、総会の決議により制定し、変更し、又は廃止する。
- 3 規則には、会則の委任事項その他重要な手続的事項を定める。
- 4 細則は、会長が理事会の議を経て制定し、変更し、又は廃止する。
- 5 細則には、会則又は規則の委任事項その他会務の執行に関し必要な手続又は細目を定める。

(会員に対する通知等)

第9条 会員及び準会員に対する通知、催告又は書類の送達は、第17条の会員登録名簿に記載されている事務所又は住所に宛ててすることをもって足りる。

2 前項の通知、催告又は書類の送達は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(情報保護)

第10条 本会は、情報化社会における情報保護の重要性に鑑み、本会が保有する情報(会員及び準会員の個人情報並びにその他個人情報を含む。)を適正に取り扱い、社会の信頼の維持向上に努めるとともに、個人の権利利益の保護に努めるものとする。

- 2 本会は、前項の目的を達成するため、情報保護に対する取組方針をあらかじめ分かりやすく説明した、情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針を策定し、これを公表する。
- 3 前項に定めるもののほか、情報保護の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

第2章 入会及び退会

(会員の入会)

第11条 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人は、当然、本会に入会し、会員となる。

2 前項の規定により入会する公認会計士、外国公認会計士及び監査法人は、細則で定めるところにより、入会届出書を本会に提出しなければならない。

3 本会は、入会した会員(監査法人を除く。)に会員章を交付する。

4 会員章に関し必要な事項は、細則で定める。

(準会員の入会)

第12条 第5条第2項各号(第5号を除く。)に掲げる者は、準会員として入会することができる。

2 前項の規定により本会に入会しようとする者は、細則で定めるところにより、入会申込書を本会

に提出しなければならない。

第13条 監査法人である会員は、所属する特定社員を本会に入会させるために必要な措置を講じなければならない。

2 特定社員の入会は、本人又はその者が所属する監査法人（以下「所属監査法人」という。）の申請によるものとする。

3 前項の申請に関し必要な事項は、細則で定める。

（細則への委任）

第14条 準会員の入会の承認、拒否その他必要な事項は、細則で定める。

（退会）

第15条 会員は、次のいずれかに該当するときは、当然、本会を退会する。

(1) 公認会計士が法第21条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、その登録を抹消されたとき。

(2) 外国公認会計士が法第16条の2第5項各号又は法第21条第2項各号のいずれかに該当し、その登録を抹消されたとき。

(3) 監査法人が法第34条の18第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当し、解散したとき。

2 準会員は、次の各号に掲げる準会員の区分に応じ、当該各号に定めるときは、本会を退会する。

(1) 第5条第2項第2号の準会員 次のアからエまでのいずれかに該当するとき。

ア 公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の公認会計士法（以下「平成15年改正前の法」という。）第21条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、その登録を抹消されたとき。

イ 第67条第2項第3号の除名の懲戒処分を受けたとき。

ウ 退会を申し出たとき。

エ 法第13条の2に該当し、公認会計士試験の合格が取り消されたとき。

(2) 第5条第2項第1号、第3号及び第4号の準会員 次のア又はイのいずれかに該当するとき。

ア 前号イからエまでのいずれかに該当するとき。

イ 法第21条第1項第2号若しくは第3号又は第2項第1号若しくは第4号（第5条第2項第3号の準会員にあっては、平成15年改正前の法第21条第1項第2号若しくは第3号又は第2項第1号若しくは第3号）に準じるものと認められるとき。

(3) 第5条第2項第5号の準会員 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 法第34条の10の14第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、特定社員としての登録を抹消されたとき。

イ 所属監査法人が、法第34条の18第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当し、解散したとき。

ウ 第1号イに該当するとき。

3 前項第1号ウ又は同項第2号ア（同項第1号ウに該当する場合に限る。）の規定により退会を申し出る場合は、退会届を本会に提出しなければならない。

4 本会を退会した会員及び準会員は、本会に対して財産上、何等の請求をすることができない。

5 第2項第2号（アにあっては同項第1号ウに該当する場合に限る。）の規定にかかわらず、当該準会員が、第60条に規定する監査・規律審査会の調査及び審査又は第71条に規定する綱紀審査会の審査に付された場合においては、その手続が終了するまでは、退会の手続を留保する。

（細則への委任）

第16条 この会則に定めるもののほか、会員及び準会員の入会及び退会に係る事務手続に関し必要な事項は、細則で定める。

（会員登録名簿）

第17条 本会に、会員登録名簿及び準会員登録名簿（以下「会員登録名簿」という。）を備える。

2 会員登録名簿には、氏名、生年月日、事務所又は勤務先その他の細則で定める事項を記載し、かつ、これらの異動に関する事項を記載する。

3 前項の規定にかかわらず、第5条第2項第1号及び第3号から第5号までの準会員に係る会員登録名簿には、細則で定める事項を記載する。

第3章 会員及び準会員の権利義務

(総会の表決権)

第18条 会員及び準会員(第5条第2項第2号の準会員に限る。第20条及び第23条において同じ。)
は、総会に出席して表決をする権利を有する。

(役員の選挙権及び被選挙権)

第19条 会員は、この会則に特段の定めがある場合を除き、本会の役員の選挙権及び被選挙権を有する。

(意見具申権)

第20条 会員及び準会員は、本会の目的に関する事項につき会長に対し書面をもって意見を具申し、又は建言することができる。

(監査法人に対する権利の制限)

第21条 監査法人である会員は、総会の表決権並びに役員の選挙権及び被選挙権を有しない。

(準会員に対する権利の制限)

第22条 準会員は、役員の選挙権及び被選挙権を有しない。

(事務所の名称又は監査法人の名称)

第23条 会員(監査法人を除く。)及び準会員は、事務所の名称又は監査法人の名称には、本会が適当と認めるものをを用いなければならない。

2 事務所の名称又は監査法人の名称に関し必要な事項は、細則で定める。

(変更届出の義務)

第24条 会員及び準会員は、会員登録名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。ただし、公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿の登録事項のうち会員登録名簿の記載事項と重複する事項について第30条の規定により変更の登録の申請がなされたとき、又は第3項の規定により会員登録名簿の記載事項と重複する事項について届出がなされたときは、この限りでない。

2 第5条第2項第5号の準会員に係る会員登録名簿の記載事項の変更については、所属監査法人がこれを届け出ることができる。

3 監査法人は、定款変更(社員の住所の変更に係るものを除く。)、合併又は解散をし、金融庁長官に届け出たときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。

(秘密を守る義務)

第25条 会員が本会の役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関し知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後も、同様とする。

2 前項の規定は、会員外の者が本会の役員又は委員その他の役職に就任した場合に準用する。

(会則及び規則の遵守義務)

第26条 会員及び準会員は、本会の会則及び規則によって課せられる全ての義務を負う。

第2編 公認会計士に係る諸制度

第1章 登録

第1節 公認会計士等の登録

(公認会計士名簿等)

第27条 本会に、公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿を備える。

(登録の申請)

第28条 法(会計士補にあっては、平成15年改正前の法)第17条の規定により公認会計士若しくは会計士補の登録を受けようとする者、法第16条の2の規定により外国公認会計士の登録を受けようとする者又は法第34条の10の8の規定により特定社員の登録を受けようとする者は、法(会計士補にあっては、平成15年改正前の法)及び公認会計士等登録規則(昭和42年大蔵省令第8号)(会計士補にあっては、会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成17年内閣府令第107号)附則第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第2条の規定による改正前の公認会計士等登録規則(以下「平成17年改正前の登録規則」という。))又は特定社員登録規則(平成19年内閣府令第83号)で定めるところにより、登録申請書その他必要な書類を本会に提出しなければならない。

(登録申請の受理又は拒否)

第29条 前条の規定による登録申請書の提出があった場合において、登録申請者が公認会計士、会計士補若しくは外国公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めたとき、又は特定社員の登録を受けることができる者であると認めたときは、本会は、遅滞なくその名簿に登録を行う。

- 2 登録申請者が公認会計士、会計士補若しくは外国公認会計士となることができない者又は登録を受けることができない者であると認めたとき、又は特定社員の登録を受けることができない者であると認めたときは、本会は、第43条に規定する資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否する。
- 3 前項の規定により登録を拒否するときは、本会は、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知する。

(変更登録)

第30条 公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに本会に対し変更の登録の申請をしなければならない。

(変更の登録の申請をしない会員等に対する措置)

第31条 会長は、会員又は準会員が前条の規定による変更の登録の申請をせず、かつ、催告を受けてなお当該申請をしないものと認める場合には、当該会員又は準会員に対し、第58条の規定により、申請をするよう指示するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による指示をしたときは、理事会の議を経て、その旨を公示するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による指示を受けた者が当該指示に従わず、なお当該申請をしないものと認めるときは、理事会の議を経て、その旨を公表するものとする。
- 4 前3項の規定による変更の登録の申請をしない会員又は準会員の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

(変更の登録の申請をしない会員に対する懲戒処分の意見具申等)

第31条の2 登録審査会は、会員が前条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、なお当該申請をしないものと認めるときは、当該会員(以下この条において「関係会員」という。)の処分提案書(特定した法令等違反事実(法令、会則及び規則の違反事実をいう。以下同じ。)の内容を記載したものをいう。以下同じ。)を作成する。

- 2 登録審査会は、前項の処分提案書に基づく関係会員の懲戒処分について会長に意見具申する。
- 3 会長は、前項の規定に基づく意見具申を受けた場合は、当該処分提案書に基づく関係会員の懲戒処分についての審査を綱紀審査会に要請しなければならない。この場合において、会長は、綱紀審査会に審査を要請した旨を関係会員に通知するものとする。
- 4 前3項の規定による懲戒処分の意見具申等に関し必要な事項は、細則で定める。

(登録の抹消)

第32条 本会は、公認会計士若しくは会計士補が法(会計士補にあっては、平成15年改正前の法)第21条第1項各号のいずれかに該当する場合若しくは同条第2項各号のいずれかに該当し抹消することが相当と認められる場合、外国公認会計士が法第16条の2第5項各号のいずれかに該当する場合若しくは法第21条第2項各号のいずれかに該当し抹消することが相当と認められる場合又は特定社員が法第34条の10の14第1項各号のいずれかに該当する場合若しくは同条第2項各号のいずれかに該当し抹消することが相当と認められる場合は、その登録を抹消する。

- 2 本会は、前項の規定による抹消(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分に該当するものに限る。)を行うときは、同法及び規則で定めるところにより聴聞手続を実施する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、公認会計士、会計士補若しくは外国公認会計士が法の懲戒の手続に付された場合又は特定社員が法による処分の手続に付された場合においては、法(会計士補にあっては、平成15年改正前の法)第21条の3又は第34条の10の14第4項の規定に基づき、その手続が終了するまでは、法第21条第1項第1号若しくは第2項第2号若しくは第4号(会計士補にあっては、平成15年改正前の法第21条第1項第1号又は第2項第2号若しくは第3号)、法第16条の2第5項第1号(法第21条第1項第1号の規定に係る場合に限る。)又は法第34条の10の14第1項第1号若しくは第2項第2号若しくは第3号の規定による当該公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員の登録の抹消は行わない。

4 第1項の規定にかかわらず、本会の会員（監査法人を除く。）又は準会員（第5条第2項第2号又は第5号の準会員に限る。）が、第60条に規定する監査・規律審査会の調査及び審査又は第71条に規定する綱紀審査会の審査に付された場合においては、その手続が終了するまでは、法第21条第1項第1号若しくは第2項第2号若しくは第4号（会計士補にあっては、平成15年改正前の法第21条第1項第1号又は第2項第2号若しくは第3号）、法第16条の2第5項第1号（法第21条第1項第1号の規定に係る場合に限る。）又は法第34条の10の14第1項第1号若しくは第2項第2号若しくは第3号の規定による登録の抹消の手続を留保する。

（手数料の納付）

第33条 公認会計士又は外国公認会計士の登録に係る手数料は、無料とする。

2 会計士補又は特定社員の登録を受けようとする者は、登録申請書に添えて、手数料として10,000円を本会に納付しなければならない。ただし、会計士補又は特定社員の登録の申請とともに入会の申込みがあり、入会を承認されたときは、この限りでない。

（登録及び登録抹消の公告）

第34条 本会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録をしたときはその旨を、登録の抹消をしたときはその旨及びその事由を官報をもって公告する。

（公認会計士名簿登録事項等の開示）

第35条 本会は、細則で定めるところに従い、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を開示することができる。

(1) 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員 公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿又は特定社員名簿に登録されている事項のうち細則で定める事項

(2) 公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員であった者 最後に登録を抹消した時に公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿又は特定社員名簿に登録されていた事項のうち細則で定める事項並びにその登録抹消の年月日及び事由

（登録の細目）

第36条 この会則に定めるもののほか、登録の事務手続その他登録に関して必要な事項は、細則で定める。

（登録審査会の設置及び職務）

第37条 本会に、登録審査会を置く。

2 登録審査会の職務は、次に掲げる事項とする。

(1) 第29条第1項の規定による名簿への登録

(2) 第30条の規定による変更の登録及び当該申請をしない会員又は準会員の取扱いに関する審査

(3) 第31条の2第1項の規定による処分提案書の作成及び同条第2項の規定による会長への意見具申

(4) 第32条第1項の規定による登録の抹消に関し必要な審査

3 前項に規定するもののほか、登録審査会は、会員又は準会員の登録又は入会に関し必要な審査を行うものとする。

（組織）

第38条 登録審査会は、会長及び委員若干人をもって組織する。

2 会長は、本会の会長をもってこれに充てる。

3 委員のうち3人は本会の会長が指名する副会長、常務理事及び理事各1人を充て、その他の委員は本会の会長が会員のうちから委嘱する。

4 副会長である委員は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（任期）

第39条 前条第3項の規定により委嘱する委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（決議）

第40条 登録審査会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 登録審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議事の非公開)

第41条 登録審査会の議事は、公開しない。

(会則の準用)

第41条の2 第62条第2項(監査・規律審査会の専門調査員)、第63条(監査・規律審査会の調査権等) 及び第65条(利害関係者の排除) の規定は、登録審査会が第37条第2項第3号の職務を行う場合に準用する。

(細則への委任)

第42条 この会則に定めるもののほか、登録審査会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

(設置及び職務)

第43条 本会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、法(会計士補にあっては、平成15年改正前の法) 第46条の11第2項に定めるところにより、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員の登録の拒否及び登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。

(委員)

第44条 会長が、法第46条の11第5項の規定により委嘱する委員は、本会の会員である委員2人、公認会計士に係る行政事務に従事する金融庁職員である委員1人及び学識経験を有する者である委員1人とする。

(会則の準用)

第45条 第41条(議事の非公開) の規定は、資格審査会について準用する。

(細則への委任)

第46条 法及び公認会計士法施行令(昭和27年政令第343号。以下「政令」という。) 並びにこの会則に定めるもののほか、資格審査会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第2節 上場会社等監査人名簿への登録

(上場会社等監査人名簿)

第46条の2 本会に、上場会社等監査人名簿を備える。

(登録の申請)

第46条の3 法第34条の34の4の規定により上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする者(以下この節において「登録申請者」という。) は、同条第1項の規定による登録申請書及び同条第2項各号に掲げる書類を本会に提出しなければならない。

2 登録申請者は、前項に規定する書類のほか、細則で定める書類を本会に提出しなければならない。

(登録の審査等)

第46条の4 本会は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、法第34条の34の6の規定により登録を拒否する場合を除くほか、法第34条の34の5第1項各号に掲げる登録申請者の区分に応じ、当該各号に定める事項を上場会社等監査人名簿に登録する。

2 本会は、登録申請者が登録を拒否しなければならない者であると認めたときは、登録を拒否する。

(適格性の確認)

第46条の5 本会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項の確認(以下「適格性の確認」という。) を行うものとする。

(1) 登録上場会社等監査人 次に掲げる事項

ア 法第34条の34の6第1項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

イ 法第34条の13第1項及び法第34条の34の14に規定する業務管理体制が整備されていること。

(2) 登録申請者 法第34条の34の6第1項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

2 本会は、適格性の確認に当たっては、品質管理レビュー(第77条第2項に規定するものをいう。以下同じ。) その他の調査を行うものとする。

(登録申請者及び登録上場会社等監査人の義務)

第46条の6 登録申請者及び登録上場会社等監査人は、品質管理レビュー(登録申請者にあつては、第77条第2項第3号に規定する行為(以下「登録の審査のためのレビュー」という。) に限る。) を受けなければならないほか、細則で定める義務を遵守しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録上場会社等監査人であつた者(監査法人に限る。) が、法第34条の18第1項又は第2項の規定により解散した場合であつて、解散前に上場会社等(法第34条の34の

2に規定する上場会社等をいう。以下同じ。)の監査証明業務(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第26条の3第1項及び第2項に規定する監査証明に係るものに限る。以下この条において同じ。)を行っていたときは、解散後であっても登録上場会社等監査人とみなし、解散前において行った上場会社等の監査証明業務(解散の日前1年以内に行われた監査証明業務に限る。)に関し、品質管理レビュー(登録の審査のためのレビューを除く。)を受けなければならない。

(変更登録)

第46条の7 登録上場会社等監査人は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに本会に対し変更の登録の申請をしなければならない。

(登録の取消し)

第46条の8 本会は、登録上場会社等監査人が、法第34条の34の9第1項各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

2 第32条第2項の規定は、前項の取消しについて準用する。

(登録の抹消)

第46条の9 本会は、法第34条の34の10第1号に該当する場合及び前条の規定により登録上場会社等監査人の登録を取り消した場合は、その登録を抹消する。

(手数料の納付)

第46条の10 上場会社等監査人名簿への登録に係る手数料は、無料とする。

(審査結果の通知)

第46条の11 本会は、第46条の4第1項の登録、同条第2項の登録の拒否、第46条の7の変更登録、第46条の8第1項の登録の取消し又は第46条の9の登録の抹消を行ったときは、その旨を登録申請者又は登録上場会社等監査人に通知する。

(登録及び登録抹消の公告)

第46条の12 本会は、第46条の4第1項の登録又は第46条の9の登録の抹消を行ったときは、その旨を官報をもって公告する。

(登録取消しの公表)

第46条の13 本会は、第46条の11の規定により登録上場会社等監査人に登録の取消しを通知した場合は、その旨を、本会ウェブサイトにおいて公表する。

(懲戒処分等を受けた登録上場会社等監査人の取扱い)

第46条の14 本会は、登録上場会社等監査人が金融庁長官又は本会の行う懲戒処分等を受けたときは、その旨及びその理由を、本会ウェブサイトにおいて公表する。

(公表事項の委任)

第46条の15 前2条の規定により公表する事項その他登録上場会社等監査人に係る情報の公表に関し必要な事項は、細則で定める。

(上場会社等監査人登録審査会の設置及び職務)

第46条の16 本会に、上場会社等監査人登録審査会(以下この節において「審査会」という。)を置く。

2 審査会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 上場会社等監査人名簿への登録の審査

(2) 登録上場会社等監査人の登録の取消しの審査

(3) その他前2号に準ずるもので、上場会社等監査人登録制度の運営に関し必要な事項

3 審査会は、第46条の3第1項の規定による登録の申請があったときは、品質管理委員会に対し、登録の審査のためのレビューの実施を要請する。

4 前項に規定するもののほか、審査会は、適格性の確認その他必要と認めたときは、品質管理委員会に対し、品質管理レビューの実施を要請することができる。

(組織)

第46条の17 審査会は、委員7人をもって組織する。

2 審査会長は、本会の会長をもってこれに充てる。

3 委員のうち1人は、公認会計士に係る行政事務に従事する金融庁職員から委嘱する。

4 委員のうち3人は、会員外の学識経験を有する者(前項に規定する者を除く。)から委嘱する。

5 委員のうち2人は、会員(監査法人を除く。)から委嘱する。

- 6 審査会に、予備委員を置く。予備委員には会員外の学識経験を有する者を含むことができる。
- 7 委員及び予備委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 8 審査会長は、審査会の事務を掌理し、審査会を代表する。審査会長に利害関係又は事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、職務を代理する。
- 9 委員及び予備委員の任期は、第152条第3項に規定する報告を行う定期総会終了後最初に開催される理事会の日の翌日から3年とする。ただし、就任後第3回目に開催される定期総会終了後最初に開催される理事会の日まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。
- 10 任期の途中で就任した委員及び予備委員の残任期間は、当該任期の終了の時までとする。

(運営)

第46条の18 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。

(会則の準用)

第46条の19 第41条(議事の非公開)、第62条第2項(監査・規律審査会の専門調査員)、第63条(監査・規律審査会の調査権等)及び第65条(利害関係者の排除)の規定は、審査会について準用する。

(細則への委任)

第46条の20 法、政令及び公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)並びにこの会則に定めるもののほか、上場会社等監査人名簿の登録に関し必要な事項は、細則で定める。

第2章 品位保持

第1節 職業規範の遵守

(使命の自覚)

第47条 会員及び準会員は、公認会計士の使命が、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与するものであることを自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

(職責の基準)

第48条 会員及び準会員は、公認会計士業務の改善進歩と監査業務の正常な発展を図り、常に関係法令及び職業的専門家としての基準等を遵守し、かつ、職業倫理の昂揚に努めるとともに、独立した立場において公正かつ誠実に職責を果たさなければならない。

(品位の保持)

第49条 会員及び準会員は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、いやしくも公認会計士若しくは会計士補の信用を傷つけ、又は公認会計士及び会計士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(会員及び準会員の遵守すべき倫理)

第50条 前3条に定めるもののほか、会員及び準会員の遵守すべき倫理に関する事項は、規則で定める。

(監査業務における禁止行為)

第51条 会員は、財務書類の監査業務を行うに際して、次の行為を行ってはならない。

- (1) 故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして意見又は結論を表明すること。
- (2) 相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして意見又は結論を表明すること。
- (3) 財務書類に対する意見表明又は結論表明の基礎を得ていないにもかかわらず、意見又は結論を表明すること。

(会則等の遵守)

第52条 会員及び準会員は、本会の会則及び規則を守らなければならない。

(使用人等の監督)

第53条 会員及び準会員は、公認会計士業務に係るその使用人その他の従業者が業務に関して法令又はこの会則及び第50条の規定により定める倫理に関する規則に違反する行為を行わないよう監督しなければならない。

(倫理委員会)

第54条 本会に、倫理委員会を置く。

2 倫理委員会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 会長の諮問を受けて会員の職業倫理に関する規範を検討作成すること。
- (2) 会員の職業倫理に関する規範の改訂を具申すること。
- (3) 会員からの職業倫理上の相談に応じること。
- (4) 職業倫理に関する規定の解釈を行うこと。
- (5) 会員の職業倫理に資する事例その他の資料を提供すること。

3 倫理委員会は、その目的を達成するため、附属機関を設けることができる。

4 第41条（議事の非公開）の規定は、倫理委員会について準用する。

5 倫理委員会の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第55条 削除

（監査・保証基準委員会）

第56条 本会に、監査・保証基準委員会を置く。

2 監査・保証基準委員会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 会長の諮問を受け、次の事項（第175条に規定する常置委員会が所掌する事項を除き、以下この項において「対象事項」という。）に関する実務規範を検討作成すること。

ア 事務所における品質管理に関する事項

イ 監査に関する事項

ウ 保証業務に関する事項

エ 専門業務（法第2条第1項及び第2項に規定する業務（前アからウまでに係る事項を除く。）をいう。）に関する事項

オ その他前アからエまでに関連する事項

- (2) 会長の諮問を受け、対象事項の実務に関する調査研究を行うこと。
- (3) 第1号の実務規範及び対象事項に関し、会長に意見を具申すること。
- (4) その他前3号に掲げる職務の遂行のために必要な事項を行うこと。

3 監査・保証基準委員会は、その目的を達成するため、附属機関を設けることができる。

4 第41条（議事の非公開）の規定は、監査・保証基準委員会について準用する。

5 監査・保証基準委員会の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第2節 監督

（会員に対する一般的監督）

第57条 本会は、公認会計士業務の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、会員又は準会員に対し、報告等の徴求（事実の報告を求め、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求めることをいう。以下同じ。）を行い、又はこれらの者に対して必要な勧告若しくは指示をすることができる。

（会員に対する個別的監督）

第58条 本会は、会員又は準会員につき、必要があると認めるときは、当該会員又は準会員に対し、報告等の徴求を行い、又はこれらの者に対して必要な勧告若しくは指示をすることができる。

（改善措置等）

第59条 第57条の勧告若しくは指示を受け、又は前条の報告等の徴求を受け、若しくは勧告若しくは指示を受けた会員又は準会員は、速やかに、当該報告等の徴求に応じ、又は当該勧告若しくは指示に応じた改善措置を講じなければならない。

2 会員又は準会員は、前項の改善措置の状況を本会の求めに応じ報告しなければならない。

第3節 監査・規律の審査

（監査・規律審査会の設置及び職務）

第60条 本会は、会員の監査業務の適正な運用発展並びに会員及び準会員の規律の維持を図るため、会員の監査実施状況（品質管理レビューに関する事項を除く。以下同じ。）及び監査意見の妥当性並びに会員及び準会員の倫理に関わる事項について調査及び審査を行い、必要な措置をとるものとする。

2 前項の目的を達成するため、本会に監査・規律審査会を置く。

3 監査・規律審査会の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性に関わる事案について調査及び審査をし、当該監査実施状況が不十分であるときその他監査・規律審査会が必要と認めたときは、第58条の規定により会員に勧告又は指示をすることを会長に意見具申すること。
- (2) 会員及び準会員の倫理に関わる事案及びこの会則の規定により付託される事案について調査及び審査をし、監査・規律審査会が必要と認めたときは、第58条の規定により会員又は準会員に勧告又は指示をすることを会長に意見具申すること。
- (3) 会員及び準会員の法令等違反事実の有無に関わる事案（第31条の2第1項、第128条の3第1項又は第197条の2第1項の規定により処分提案書が作成される事案（以下「特定事案」という。）を除く。）について調査及び審査をし、法令等違反事実があり懲戒処分を相当として綱紀審査会に事案の審査を要請する必要があると認めたときは、その旨を会長に意見具申すること。
- 4 前項第1号又は第2号の規定による意見具申に基づき、本会から勧告又は指示を受けた会員又は準会員は、前条の規定により、速やかに当該勧告又は指示に応じた改善措置を講じなければならない。
- 5 監査・規律審査会は、前項の改善措置の状況につき当該会員から報告を受け確認するものとする。
- 6 監査・規律審査会の審査会長は、調査及び審査をする事案に関し必要と認めたときは、その内容を品質管理委員会の委員長に報告することができる。
- 7 第41条（議事の非公開）の規定は、監査・規律審査会について準用する。
- 8 この会則に定めるもののほか、監査・規律審査会の調査及び審査その他運営に必要な事項は、細則で定める。

（監査・規律審査会の委員）

第61条 監査・規律審査会は、委員17人以内をもって組織する。

- 2 監査・規律審査会に、臨時委員を置くことができる。
- 3 監査・規律審査会の委員及び臨時委員は、会長が常務理事会の議を経て役員（監事を除く。）のうちから委嘱する。ただし、会長が必要と認めたときは、会員（監査法人を除く。）のうちから常務理事会の議を経て委嘱することができる。
- 4 前項の規定に関わらず、監査・規律審査会の委員のうち2人は、会長が常務理事会の議を経て、会員外の学識経験を有する者のうちから委嘱する。
- 5 監査・規律審査会に審査会長1人、副審査会長1人を置く。審査会長及び副審査会長は委員のうちから会長が指名する。
- 6 審査会長は、監査・規律審査会を掌理し、監査・規律審査会を代表する。副審査会長は、審査会長に事故あるときはその職務を代理し、審査会長が欠けたときはその職務を行う。

（監査・規律審査会の調査員及び専門調査員）

第62条 監査・規律審査会に、調査員を置く。

- 2 監査・規律審査会は、案件の調査に当たり必要と認めたときは、専門調査員を置くことができる。

（監査・規律審査会の調査権等）

第63条 監査・規律審査会は、調査が必要と認められる会員及び準会員（以下この節において「関係会員」という。）に対し、報告等の徴求を行うことができる。

- 2 関係会員は、監査・規律審査会の調査に協力しなければならない。
- 3 関係会員は、監査・規律審査会の調査を受けるに当たり、あらかじめ監査・規律審査会に届け出た会員（監査法人を除く。）を補佐人として同席させることができる。

（監査・規律審査会の審査及び懲戒処分の意見具申）

第64条 監査・規律審査会は、事案の調査に基づき、審査を行う。

- 2 監査・規律審査会は、事案の審査の結果、関係会員に法令等違反事実があり懲戒処分を相当とするとの議決を行ったときは、処分提案書を作成する。
- 3 監査・規律審査会は、前項の処分提案書に基づく関係会員の懲戒処分について会長に意見具申する。
- 4 会長は、前項の規定に基づく意見具申を受けた場合は、当該処分提案書に基づく関係会員の懲戒処分についての審査を綱紀審査会に要請しなければならない。この場合において、会長は、綱紀審査会に審査を要請した旨を関係会員に通知するものとする。

（利害関係者の排除）

第65条 監査・規律審査会の決議に利害関係を有する委員、臨時委員、調査員及び専門調査員（次項において「委員等」という。）は、その職務に加わることができない。

2 関係会員は、委員等に審査の公正性を妨げる特別な事情又は関係にある者がいると思料するときは、審査会長に対し当該委員等の忌避を申し立てることができる。

3 監査・規律審査会は、前項の規定による申立てがあったときは、当該申立ての許否の議決をしなければならない。

（事案の概要の公表）

第66条 会長は、第60条第3項の規定により調査及び審査する事案について、社会の関心が特に強く、社会的影響が大きい事案であり、本会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために緊急かつ必要と認めたときは、当該事案の概要を公表することができる。

2 前項の規定による公表に関し必要な事項は、細則で定める。

第4節 懲戒

（会員及び準会員の懲戒）

第67条 会長は、会員及び準会員の綱紀を保持肅正するため、次の各号のいずれかに該当する会員及び準会員に対し、懲戒処分をすることができる。

(1) 会員及び準会員が法令によって処分を受けたとき。

(2) 会員及び準会員が監査業務その他の業務につき公認会計士又は会計士補の信用を傷つけるような行為をしたとき。

(3) 会員が財務書類の監査業務を行うに際して、第51条各号に掲げるいずれかの行為を行ったとき。

(4) 会員及び準会員が第59条の規定による報告等の徴求に応じないとき、又は勧告若しくは指示（第31条第1項、第128条第1項及び第197条第1項の規定による場合を除く。）に従わないとき。

(5) 会員及び準会員が第197条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、なお滞納している会費（地域会費を含む。）を納付しないとき。

(6) 会員が第128条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、当該指示に係る研修の翌事業年度の研修についても同項に規定する義務不履行者となったとき。

(7) 会員が第122条の2第1項に規定する不適切な履修申告を行い、同条第2項に規定する不正な履修申告と認定されたとき。

(8) 会員及び準会員が第31条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、なお当該申請をしないとき。

(9) 会員及び準会員が第24条第1項の規定による届出（細則で定める事項に係る届出に限る。）又は同条第3項の規定による届出をせず、かつ、催告を受けて、なおこれらの届出を行わないとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、会員及び準会員が会則又は規則に違反したとき。

2 懲戒処分は次の5種とし、第1号から第4号までを主たる懲戒処分とし、第5号を付加する懲戒処分とする。

(1) 戒告

(2) 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止（以下「会員権停止」という。）

(3) 除名

(4) 本会からの退会の勧告（以下「退会勧告」という。）

(5) 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求（以下「行政処分請求」という。）

3 会員権停止により停止される権利は、次のとおりとする。

(1) 総会に出席して表決する権利

(2) 役員の選挙権及び被選挙権

(3) 会長に意見具申し、又は建言する権利

(4) 本会の会議に出席する権利

4 除名は、準会員に対してするものとする。

5 退会勧告には、会員権停止を併せてするものとする。

6 行政処分請求は、会員並びに第5条第2項第2号及び第5号の準会員に対し戒告、会員権停止、除名又は退会勧告をする場合に、これらに付加してすることができる。

7 懲戒処分は、会長が綱紀審査会の議に基づきこれを行う。

8 前項の規定にかかわらず、第1項第5号、第8号又は第9号に該当する準会員に対する懲戒処分は、会長が理事会の議を経てこれを行う。

（退会した監査法人に対する懲戒）

第68条 会長は、監査法人が、監査・規律審査会の調査及び審査又は第71条に規定する綱紀審査会の審査に付されている場合において、当該監査法人が第15条第1項第3号に該当し退会したときは、退会後においても、なお前条の規定により懲戒処分をすることができる。

（懲戒処分の効力）

第69条 懲戒処分は、第102条第2項に規定する申立期間経過後（同条第6項の規定により申立期間が経過したとみなされる場合を含む。）に確定し、会長が処分決定を通知した時からその効力を生ずる。ただし、第67条第8項に規定する懲戒処分については、会長が処分決定を通知した時からその効力を生ずる。

2 前項の規定にかかわらず、第102条の規定による審査申立てがあった場合には、第75条後段の規定による申渡し又は第103条の規定による審査申立ての棄却により確定し、会長が処分決定を通知した時からその効力を生ずる。

3 前2項の規定にかかわらず、現に会員権停止の懲戒処分を受けている会員又は準会員に対して重ねてする会員権停止の懲戒処分は、会長が処分決定の通知をした後、当該会員又は準会員が現に受けている会員権停止の懲戒処分の期間が満了した時からその効力を生ずる。

4 退会勧告は、当該会員又は準会員が本会を退会する時までその効力を有する。ただし、退会勧告の事由となった事実が第67条第1項第5号、第6号、第8号及び第9号に該当する場合において、当該事実の改善が図られたことが確認されたときは、会長は、退会勧告の効力をその確認された時までとすることができる。

5 第67条第5項の規定により退会勧告に併せてする会員権停止は、前項に規定する時（前項ただし書が適用された場合は、その時）までその効力を有する。

6 第1項又は第2項の規定により通知した処分内容が主たる懲戒処分に行政処分請求を付加するものであるときは、会長は、通知した時から2年以内の期間、行政処分請求の執行を猶予することができる。この場合において、当該会員若しくは準会員が本会を退会したとき、又は懲戒処分の事由となった事実が第67条第1項第5号、第6号、第8号及び第9号に該当し、かつ、当該懲戒処分の事由となった事実の改善が図られたことが確認されたときは、会長は、付加する懲戒処分の執行を免除することができる。

（懲戒処分等の公示及び公表）

第70条 会長は、懲戒処分をしたとき（前条第3項の規定により重ねて会員権停止の懲戒処分をしたときは、処分決定の通知をしたとき）は、その旨を会員専用ウェブサイト（本会ウェブサイトのうち、会員及び準会員のみが閲覧することができる部分をいう。）に掲載することにより公示する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による公示に加えて、懲戒処分をした旨を本会ウェブサイトに掲載することにより公表する。

（1）懲戒処分の種別が退会勧告である場合

（2）懲戒処分の種別が会員権停止（6か月以上のものに限る。）であって、次のいずれかに該当する場合

ア 行政処分請求が付加された場合

イ 懲戒処分の対象となる行為と実質的に同一の行為につき行政処分が既になされている場合

（3）懲戒処分を受けた会員が、登録上場会社等監査人である場合

3 会長は、懲戒処分をした事案に対する社会的関心、社会的影響等を考慮し、本会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために必要と認めたときは、第1項の規定による公示に加えて、懲戒処分をした旨を、本会ウェブサイトへ掲載するほか、報道機関等への発表その他適切と認める方法により公表することができる。

4 会長は、第75条前段の規定により綱紀審査会からの報告を受けた場合において、当該報告を受けた事案が、社会的関心が特に強く、社会的影響も大きい事案であり、かつ、本会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために緊急かつ必要と認めたときは、当該報告を受けた旨を本会ウェブサイトへ掲載するほか、報道機関等への発表その他適切と認める方法により公表することができる。

5 前各項の規定による公示及び公表に関し必要な事項は、細則で定める。

(綱紀審査会の設置及び職務)

第71条 本会に、綱紀審査会を置く。

2 綱紀審査会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 第31条の2第3項、第64条第4項、第128条の3第3項又は第197条の2第1項の規定により会長から審査の要請があった会員及び準会員（以下この節において「関係会員」という。）についての処分提案書に記載された法令等違反事実を審査し、その処分内容等を決定すること。

(2) 第102条の規定による審査申立てがあった場合において、第103条の規定により適正手続等審査会から差し戻された当該審査申立てに係る事案についての調査及び審議をし、その処分内容等を決定すること。

(3) 綱紀の制度及び運用に関する意見を会長に具申すること。

(綱紀審査会の構成)

第72条 綱紀審査会は、会員及び会員外の学識経験を有する者である委員7人をもって組織する。この場合において、会員外の学識経験を有する者は、2人以上でなければならない。

2 綱紀審査会に、予備委員を置く。予備委員には、会員外の学識経験を有する者を含むものとする。

3 綱紀審査会の委員及び予備委員の選任は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。

4 綱紀審査会に審査会長及び副審査会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

5 審査会長は、綱紀審査会を掌理し、綱紀審査会を代表する。

6 副審査会長は、審査会長に事故があるときはその職務を代理し、審査会長が欠けたときはその職務を行う。

7 第41条（議事の非公開）及び第65条（利害関係者の排除）の規定は、綱紀審査会について準用する。

(調査員及び専門調査員)

第73条 綱紀審査会に、第71条第2項第2号に規定する調査を行わせるため、調査員を置く。同項第1号に規定する審査のため審査会長が特に必要があると認めるときも、同様とする。

2 審査会長は、第71条第2項第2号に規定する調査又は審議の必要に応じ、助言を求めるため専門調査員を置くことができる。

(綱紀審査会の審査)

第74条 綱紀審査会は、関係会員の権利を尊重しつつ、迅速にして正確、かつ、衡平な審査に努めなければならない。

2 綱紀審査会は、第71条第2項第1号に規定する審査又は同項第2号に規定する調査若しくは審議において、関係会員、第4項の補佐人及び第5項の弁護士、監査・規律審査会の審査会長及び審査会長が指名する委員、臨時委員、調査員及び専門調査員並びに特定事案において当該処分提案書を作成したもの及びその関係者（以下「特定事案関係者」という。）に対し、報告等の徴求を行うものとする。

3 関係会員は、綱紀審査会の調査又は審査に協力しなければならない。

4 関係会員は、綱紀審査会の調査又は審査を受けるに当たり、あらかじめ綱紀審査会に届け出た会員（監査法人を除く。）を補佐人として同席させることができる。

5 関係会員は、綱紀審査会の審査を受けるに当たり、補佐人のほか、綱紀審査会に届け出た弁護士等会員外の学識経験を有する者を弁護士として同席させることができる。

(処分内容等の申渡し及び報告)

第75条 綱紀審査会は、第71条第2項第1号に規定する処分内容等を決定したときは、これを関係会員に申し渡すとともに、会長に報告する。同項第2号に規定する処分内容等を決定したときも、同様とする。

(規則への委任)

第76条 この会則に定めるもののほか、綱紀審査会の審査手続その他運営に必要な事項は、規則で定める。

第3章 監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）

(品質管理レビュー)

第77条 本会は、法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適

切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人（以下この章において「監査事務所」という。）が行うリスク評価プロセス（監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクへの対処をいう。以下この条において同じ。）を含む監査の品質管理システムの整備及び運用の状況について次項に規定する品質管理レビューを実施する。

2 品質管理レビューとは、次に掲げる行為の総称をいう。

(1) 監査事務所のリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置（勧告に対する改善が図られない場合の追加的な措置を含む。）を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為（以下「通常レビュー」という。）。)

(2) 監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係るリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置（勧告に対する改善が図られない場合の追加的な措置を含む。）を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為（以下「特別レビュー」という。）。)

(3) 前2号に定めるもののほか、監査事務所が上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする者及び登録上場会社等監査人であって、上場会社等との監査契約を有さないものである場合には、監査事務所のリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置（勧告に対する改善が図られない場合の追加的な措置を含む。）を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為

3 品質管理レビューは、指導及び監督（次条に規定する監督上の措置を含む。）の性格を有するものであり、これを摘発又は懲戒を目的とするものと解してはならない。

4 本会は、監査業務に係る契約（以下この章において「監査契約」という。）を締結している監査事務所及び品質管理委員会が必要と認めた監査事務所に対し、品質管理レビューを実施する。

5 品質管理レビューは、品質管理委員会が必要と認めたときに実施する。この場合において、通常レビューは、前回通常レビューを実施した日から起算して5年を経過する日までに、3年ごとを目途に実施するものとする。

6 品質管理レビューを受ける監査事務所は、品質管理委員会が効率的かつ適切に品質管理レビューを実施できるように、全面的に協力しなければならない。この場合において、当該監査事務所は、品質管理委員会が必要と判断した全ての記録、書類及びその他の情報を品質管理委員会に提出し、品質管理委員会からの書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。

7 品質管理レビューを受けた監査事務所は、第2項各号の勧告を受けた場合は、速やかに当該勧告に応じた改善措置を講じなければならない。

8 品質管理レビューの内容、対象その他品質管理レビューの実施に関し必要な事項は、細則で定める。

（措置の種類）

第78条 前条第2項各号の措置は、次に掲げるものとする。

(1) 注意

(2) 嚴重注意

(3) 監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部の辞退勧告

（会長による通知及び効力の発生時期）

第79条 品質管理委員会は、前条各号の措置を決定したときは、その旨を会長に報告する。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、当該措置の決定を受けた監査事務所に対しその旨を通知し、当該通知をした旨を品質管理委員会に報告しなければならない。

3 前条各号の措置は、前項の規定により会長が当該監査事務所に措置の決定を通知した時からその効力を生ずる。

4 会長は、第1項の措置（前条第3号に規定する措置に限る。）の決定を受けた監査事務所が登録上場会社等監査人であるときは、上場会社等監査人登録審査会に当該監査事務所の登録の取消しに係る審査を要請しなければならない。

（品質管理委員会の設置、職務及び権限）

第80条 本会に、第77条第1項の目的を達成するため、品質管理委員会を置く。

2 品質管理委員会の職務は、次の事項とする。

- (1) 品質管理レビューを実施すること。
- (2) 品質管理レビューに関する基準及び手続を立案すること。
- (3) 品質管理レビューを通じて認識した監査事務所又は監査の基準に係る共通の問題点等に関する意見を会長に具申すること。
- (4) 品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申すること。

3 品質管理委員会は、その職務を遂行するため、品質管理レビューの対象となる監査事務所から報告を徴し、又は当該監査事務所に質問をし、かつ資料の提示若しくは提出を求めることができる。

4 品質管理委員会の委員長は、品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合又は監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合（監査事務所が第77条第7項に規定する改善措置を講じない場合を含む。）には、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告することができる。

5 前項の報告は、品質管理レビューを実施した結果に基づくものである限り、第77条第3項の規定に違反するものと解してはならない。

（品質管理委員会の組織）

第81条 品質管理委員会は、委員7人以上11人以内をもって組織する。

2 委員のうち1人は、会長が指名する副会長をもって充てる。

3 委員のうち3人は、会長が理事会の議を経て、会員外の学識経験を有する者のうちから委嘱する。

4 その他の委員は、会長が常務理事会の議を経て、会員（監査法人を除く。）のうちから委嘱する。

5 品質管理委員会の委員の過半数は、役員（監事を除く。）でなければならない。

6 品質管理委員会に委員長を1人置き、第2項の副会長である委員をもってこれに充てる。

7 品質管理委員会は、品質管理レビューの実施に関し品質管理委員会が必要と認める事項について審査を行わせるため、部会を設置することができる。

（会則の準用）

第82条 第41条（議事の非公開）及び第65条（利害関係者の排除）の規定は、品質管理委員会について準用する。

（細則への委任）

第83条 第77条から前条までに定めるもののほか、品質管理レビューの実施並びに品質管理委員会の職務及び組織に関し必要な事項は、細則で定める。

第84条から第101条まで 削除

第4章 審査申立て

（審査申立て）

第102条 綱紀審査会から懲戒の処分内容を申し渡された会員及び準会員（以下この章において「関係会員」という。）は、当該処分内容の決定に関し、次に掲げる事由があることを理由として、適正手続等審査会に審査申立て（以下「審査申立て」という。）をすることができる。

- (1) 綱紀審査会の結論に影響を及ぼす手続違反があったこと。
- (2) 綱紀審査会の結論に影響を及ぼす重大な事実誤認があること。
- (3) 綱紀審査会の結論に影響を及ぼす新たな事実が判明したこと。

2 審査申立ては、懲戒の処分内容の申渡しを受けた日から30日以内（以下「申立期間」という。）に、適正手続等審査会に申立書を提出してしなければならない。

3 前項の申立書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 第1項第1号を理由とする審査申立ての場合 綱紀審査会の結論に係る手続違反及びその手続違反が明らかに綱紀審査会の結論に影響を及ぼすと判断する根拠
- (2) 第1項第2号を理由とする審査申立ての場合 綱紀審査会の結論に記載された事実であって明らかに綱紀審査会の結論に影響を及ぼすべき誤認があると判断する根拠
- (3) 第1項第3号を理由とする審査申立ての場合 新たに判明した事実及びその事実が明らかに綱紀審査会の結論に影響を及ぼすべきものであると判断する根拠

4 申立期間を経過した後の審査申立て事由の追加は、これを認めない。

5 審査申立ては、綱紀審査会の結論に記載された事案1件につき1関係会員1回に限りこれを認め

る。

- 6 関係会員が申立期間中に、公認会計士等登録規則第11条第1項（会計士補にあっては、平成17年改正前の登録規則第10条第1項）若しくは特定社員登録規則第9条第1項に規定する届出書を提出したとき、第15条第2項第1号ウ若しくは同項第2号ア（同項第1号ウに該当する場合に限る。）の規定により退会を申し出たとき、又は審査申立てを行わない旨若しくは審査申立てを取り下げる旨を申し出たときは、申立期間は経過したものとみなす。

（審査の結果）

第103条 適正手続等審査会は、審査の結果、審査申立てが理由があると認めたときは審査に係る事案を綱紀審査会に差し戻し、これを認めないときは審査申立てを棄却する。

（適正手続等審査会の設置及び構成）

第104条 本会に、審査申立ての審査を行わせるため、適正手続等審査会を置く。

- 2 適正手続等審査会は、委員5人をもって組織する。この場合において、委員のうち3人は会員外の学識経験を有する者でなければならない。
- 3 適正手続等審査会に、予備委員を置く。予備委員には会員外の学識経験を有する者を含むことができる。
- 4 適正手続等審査会の委員及び予備委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 5 適正手続等審査会に、審査会長1人を置く。審査会長は、委員の互選により決定する。
- 6 審査会長は適正手続等審査会の事務を掌理し、適正手続等審査会を代表する。審査会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、職務を代理する。
- 7 第41条（議事の非公開）及び第65条（利害関係者の排除）の規定は、適正手続等審査会について準用する。

（調査員等）

第105条 適正手続等審査会に、調査員を置く。

- 2 調査員は、適正手続等審査会の審査会長の指示を受け、審査申立てのあった事項を調査することを職務とする。
- 3 適正手続等審査会の審査会長は、審査の必要に応じ、助言を求めるため専門調査員を置くことができる。

（適正手続等審査会の調査権等）

第106条 適正手続等審査会は、事案審査に当たり、関係会員、関係会員が綱紀審査会に届け出た補佐人及び弁護士、綱紀審査会の委員及び調査員、監査・規律審査会の委員、臨時委員、調査員及び専門調査員並びに特定事案関係者に対し、報告等の徴求を行うことができる。

- 2 適正手続等審査会が審査する事案について、綱紀審査会は、その審査した内容及びその入手した資料を適正手続等審査会に提供しなければならない。
- 3 関係会員は、適正手続等審査会の審査に協力しなければならない。関係会員は、審査を受けるに当たり、第1項の補佐人及び弁護士を同席させることができる。
- 4 関係会員、第1項の補佐人及び弁護士、綱紀審査会の委員、監査・規律審査会の委員、臨時委員、調査員及び専門調査員並びに特定事案関係者は、適正手続等審査会に出席して意見を述べることができる。

第107条 削除

（規則への委任）

第108条 審査申立てに関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 自主規制のモニタリング

（設置）

第109条 本会の自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、もって公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、本会に、自主規制モニター会議（以下「モニター会議」という。）を置く。

- 2 モニター会議は、第2編第1章第2節に規定する上場会社等監査人名簿への登録、同編第2章に規定する品位保持、同編第3章に規定する監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）その他本会の自主規制活動に関し、意見を述べ、又は本会の求めに応じて助言することを職務とする。
- 3 前項の職務を遂行するため、モニター会議は、次に掲げる機関（以下「モニタリング対象機関」という。）の長にその所管する制度の運営状況の報告をさせ、及び関係資料を提出させることがで

きる。

- (1) 上場会社等監査人登録審査会
 - (2) 監査・規律審査会
 - (3) 綱紀審査会
 - (4) 品質管理委員会
 - (5) 適正手続等審査会
- (委員)

第110条 モニター会議は、第157条第2項の規定により選任される理事1人、会員外の学識経験を有する者6人以内及び会員1人の8人以内の委員をもって組織する。

2 モニター会議の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(運営)

第111条 モニター会議の議事を整理し、及び進行するため、委員(会員である委員を除く。)の互選により議長及び副議長を選任する。

2 モニター会議は、1事業年度につき少なくとも3回開催するものとする。

3 モニター会議の議事は、非公開とする。

4 モニター会議の議長は、会議の終了後速やかに議事要旨を作成し、会議で用いた資料と併せて公表するものとする。ただし、公表することが不適当と認められる議事又は資料の全部又は一部を公表しないことができる。

(委任)

第112条 前2条に定めるもののほか、モニター会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員への求意見)

第113条 会長は、モニタリング対象機関が所管する制度に係る会則、規則又は細則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、モニター会議の委員に意見を求めなければならない。

第6章 紛議の調停

(紛議の調停)

第114条 本会は、法第46条の8の規定に基づき紛議の調停を行う。

(調停の請求)

第115条 会員又は当事者その他関係人は、本会对し前項に規定する紛議の調停を請求することができる。

2 本会は、前項の規定による請求があったときは、紛議調停委員会に当該紛議の調停を付託するものとする。

(補佐人及び代理人)

第116条 請求者及び被請求者(次項、次条及び第118条において「請求者等」という。)は、調停の期日に補佐人を同席させることができる。

2 請求者等は、調停の期日に代理人を出席させることができる。

(調停に従う義務)

第117条 紛議の調停が成立したときは、請求者等は調停の結果に従わなければならない。

(調停の不調)

第118条 請求者等の間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合は、調停は成立しないものとして終了するものとする。

(紛議調停委員会の設置及び構成)

第119条 本会に、第114条に規定する紛議の調停を行わせるため、紛議調停委員会を置く。

2 紛議調停委員会は、委員7人をもって組織する。

3 委員は、会長が会員のうちから4人及び学識経験を有する者のうちから3人を委嘱する。

4 紛議調停委員会に委員長1人を置き、会員である委員のうちから会長が委嘱する。

5 委員長は、紛議調停委員会を掌理し、紛議調停委員会を代表する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会則の準用)

第120条 第41条(議事の非公開)、第65条(利害関係者の排除)及び第148条第2項(議長の議決参

加)の規定は、紛議調停委員会について準用する。

(細則への委任)

第121条 この会則に定めるもののほか、紛議の調停及び紛議調停委員会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第7章 研修

(継続的専門能力開発制度)

第122条 本会は、会員(監査法人を除く。以下この章において同じ。)が公認会計士としての使命及び職責を全うし、監査等の業務の質的向上を図るとともに、会員自ら行う専門能力開発を支えるため、継続的専門能力開発制度の運営及び管理を行う。

2 本会は、法第28条の趣旨を踏まえ、前項の制度運営の一環として、会員及び準会員に対し、次に掲げる事項の継続的専門研修(以下この章において単に「研修」という。)を行う。

(1) 職業倫理及び公認会計士制度に関する事項

(2) 監査業務その他の公認会計士業務に関する事項

(3) その他会員が行う業務に関する事項

3 研修は、単位制とする。

4 事業年度開始の日現在会員である者は、研修について、当該事業年度において、次の各号のいずれをも満たす単位数(以下「履修必要単位数」という。)以上を履修するとともに、本会に報告(以下「履修申告」という。)しなければならない。

(1) 当該事業年度を含む直前3事業年度における必要単位数(公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令(平成16年内閣府令第17号。次号及び第129条において「研修府令」という。)第1条第1項に規定する必要単位数をいう。以下同じ。)の合計数から前々事業年度及び前事業年度において履修した単位数の合計数を減じて得た単位数

(2) 20単位(研修府令第3条第3項の規定により必要単位数が軽減された場合において、軽減された後の必要単位数が20単位未満のときは、その単位数)

(3) 細則で定める必須単位数

5 監査法人は、前項の規定による研修の履修及び報告について、社員又は使用人である会員を監督しなければならない。

6 本会は、研修に要する費用の全部又は一部を研修に参加した者に負担させることができる。

(不適切な履修申告の禁止)

第122条の2 会員は、不正その他の不適切な履修申告(以下「不適切な履修申告」という。)を行ってはならない。

2 第130条に規定する継続的専門能力開発制度協議会(以下「CPD協議会」という。)は、不適切な履修申告のうち、重大な違反事実が認められるものを不正な履修申告と認定する。

(単位の通知)

第123条 本会は、履修申告に基づき事業年度ごとに研修の履修単位数を集計して、当該事業年度終了後速やかに、会員に通知するものとする。

(異議の申立て)

第124条 前条の規定による通知を受けた会員(次条第1項の規定による修正の申立てができる者を除く。)は、当該通知を受けた日から30日以内にCPD協議会に異議を申し立てることができる。

2 CPD協議会は、前項の規定による異議の申立てがあったときは、速やかに、当該申立てに理由があるか否かを審査し、その結果を当該会員に通知する。

(修正の申立て)

第124条の2 前条の規定にかかわらず、会員又は細則で定める研修(以下「対象研修」という。)の主催者(以下この条において「会員等」という。)は、第123条の通知を受領した日から30日以内にCPD協議会に修正を申し立てることができる。

2 CPD協議会は、修正の申立てがあったときは、速やかに、当該申立てに理由があるか否かを審査し、その結果を当該会員等に通知する。

3 CPD協議会は、審査の結果、修正の申立てを異議申立てとして取り扱うことが適当と認めたとき(会員が修正の申立てを行った場合に限る。)は、当該修正の申立てを異議の申立てとみなし、前条の規定を適用することができる。この場合、当該修正の申立てのあった日に異議の申立てがあ

ったものとみなす。

(履修の結果の確定)

第125条 事業年度ごとの研修の履修の結果(以下「履修結果」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時に確定する。

(1) 第124条第1項の規定による異議の申立て又は前条第1項の規定による修正の申立てがあった場合 第124条第2項又は前条第2項の規定による通知が当該会員に到達した時

(2) 前号に規定する場合以外の場合 第123条の規定による通知が会員に到達してから30日を経過した時

2 前項の規定により履修結果が確定した場合において、法第21条第2項第3号に該当する会員があるときは、CPD協議会は、その旨を必要書類を添えて登録審査会に通知する。この場合において、当該会員については、第128条の規定は適用しない。

(履修結果の本会ウェブサイトにおける開示)

第126条 本会は、前条第1項の規定により確定した履修結果(第128条において「研修履修結果」という。)について、細則で定めるところにより、本会ウェブサイトにおいて開示する。

(細則への委任)

第127条 この会則に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

(義務不履行者に対する措置)

第128条 会長は、履修申告をしなかったと認められる会員であって、研修履修結果が当該事業年度における履修必要単位数を満たさなかったもの(以下「義務不履行者」という。)に対し、第58条の規定により、研修の履修に関し、指示するものとする。

2 会長は、義務不履行者に対し、前項の規定による指示のほか、常務理事会の議を経て、細則で定める必要な措置を講ずることができる。

3 会長は、第1項の規定による指示をしたときは、理事会の議を経て、その旨を公示するものとする。

4 会長は、第1項の規定による指示を受けた会員が当該指示に従わず、当該指示に係る研修の翌事業年度の研修についても義務不履行者となったときは、理事会の議を経て、その旨を公表するものとする。

5 第3項の規定による公示及び前項の規定による公表に関し必要な事項は、細則で定める。

(不適切な履修申告を行った者に対する措置)

第128条の2 会長は、不適切な履修申告(履修申告の内容に不備があるものを除く。)を行った会員に対し、第58条の規定により、研修の履修に関し、指示するものとする。

(義務不履行者に対する懲戒処分の意見具申等)

第128条の3 CPD協議会は、会員が第128条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、当該指示に係る研修の翌事業年度の研修についても義務不履行者となったときは、当該義務不履行者(以下この条において「関係会員」という。)の処分提案書を作成する。

2 CPD協議会は、前項の処分提案書に基づく関係会員の懲戒処分について会長に意見具申する。

3 会長は、前項の規定に基づく意見具申を受けた場合は、当該処分提案書に基づく関係会員の懲戒処分についての審査を綱紀審査会に要請しなければならない。この場合において、会長は、綱紀審査会に審査を要請した旨を関係会員に通知するものとする。

4 前3項の規定による懲戒処分の意見具申等に関し必要な事項は、細則で定める。

(研修の免除及び必要単位数の軽減)

第129条 会長は、会員が当該事業年度において公認会計士としての業務を行わない場合又は行わないと見込まれる場合は、研修府令及び細則で定めるところにより、研修を免除することができる。

2 会長は、会員が当該事業年度において公認会計士としての業務を行わない期間が相当の部分に及ぶ場合又は及ぶと見込まれる場合は、研修府令及び細則で定めるところにより、必要単位数を軽減することができる。

3 研修府令に定めるもののほか、研修の免除又は必要単位数の軽減の申請手続に関し必要な事項は、細則で定める。

(CPD協議会)

第130条 本会に、CPD協議会を置く。

2 C P D協議会の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 継続的専門能力開発制度の運営に関する大綱を立案し、並びに各事業年度のカリキュラム及び実施計画を作成して運営に当たること。
- (2) 会員の研修の履修申告の内容（以下「履修申告内容」という。）を確認すること。
- (3) 会員の研修の履修申告内容に係る異議の申立て及び修正の申立てについて審査すること。
- (4) 会長の命を受け、前条の規定による会員の研修の免除又は必要単位数の軽減について必要な審査を行うこと。
- (5) 義務不履行者の取扱いについて審議し、意見具申すること。
- (6) 第128条の3第1項の規定により、処分提案書を作成し、同条第2項の規定により、会長に意見具申すること。
- (7) 不適切な履修申告について審査すること。
- (8) 監査法人等の研修及び履修管理体制について確認すること。
- (9) 対象研修の実施について確認すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、継続的専門能力開発制度の適切な運営に必要な事項について審議し、決定すること。

3 C P D協議会の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

（単位の取消し等）

第130条の2 C P D協議会は、履修申告内容が不適切と認めたときは、当該履修申告に係る単位の全部若しくは一部の取消し又は修正（以下「単位の取消し等」という。）を行うことができる。

2 単位の取消し等は、履修結果の確定にかかわらず、当該事業年度を含む直前5事業年度における履修申告に係る単位を対象として行うことができる。

3 C P D協議会は、単位の取消し等を行おうとするときは、その旨を当該会員に文書をもって通知する。

4 前項の通知を受けた会員は、当該通知を受けた日から30日以内に、C P D協議会に異議を申し立てることができる。

5 第124条第2項及び第125条第1項の規定は、前項の規定による異議の申立てについて準用する。

（会則の準用）

第130条の2の2 第62条第2項（監査・規律審査会の専門調査員）、第63条（監査・規律審査会の調査権等）及び第65条（利害関係者の排除）の規定は、C P D協議会が第130条第2項第6号の職務を行う場合に準用する。

（登録時研修）

第130条の3 第11条の規定により新たに入会した会員は、登録時研修を受講しなければならない。

2 登録時研修は、入会后1年以内に受講を完了しなければならない。

（受講を完了しなかった会員に対する措置）

第130条の4 会長は、登録時研修の受講を完了しなかった会員に対し、第58条の規定により、登録時研修の受講に関し、指示するものとする。

2 会長は、前項の規定による指示を受けた者が当該指示に従わず、なお当該指示を行った日より1年以内に登録時研修の受講を完了しない場合は、理事会の議を経て、その旨を公示するものとする。

第8章 実務補習

第1節 実務補習

（実務補習）

第131条 本会は、公認会計士試験に合格した者に対し、公認会計士となるのに必要な技能、専門的応用能力、品位及び識見を修習させるため、法第16条第1項の実務補習を行う。

2 前項に規定する実務補習を行うため、本会に実務補習所を設置する。

3 実務補習所の設置及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。

4 実務補習の実施に関し必要な事項は、実務補習規則（平成17年内閣府令第106号。第134条において「実務補習府令」という。）に基づき細則で定める。

（他の実務補習団体等との連絡調整）

第132条 本会は、実務補習の実施において必要があると認めたときは、他の実務補習団体等との必要な連絡調整を行う。

(実務補習協議会の設置及び職務)

第133条 本会に、実務補習協議会を置く。

- 2 実務補習協議会は、各実務補習所を統括し、実務補習所の運営に関する大綱を立案するほか、実務補習全般の企画指導及び前条に規定する他の実務補習団体等との連絡調整の任に当たる。
- 3 実務補習協議会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第2節 修了考查

(修了考查の実施)

第134条 本会は、実務補習府令第7条第1項に規定する実務補習の内容全体について適切な理解がなされているかどうかの確認を行うための修了考查を行う。

(修了考查の受験手数料)

第135条 修了考查を受験しようとする者は、受験手数料として28,000円を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により納付した受験手数料は、受験の申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合においても、これを返還しない。

(修了考查運営委員会の設置及び職務)

第136条 本会に、第134条の修了考查を行わせるため、修了考查運営委員会を置く。

- 2 修了考查運営委員会は、修了考查の実施に関し必要な事項の決定その他修了考查に関する事項を統括する。

(細則への委任)

第137条 修了考查の実施及び修了考查運営委員会の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第3編 組織運営等

第1章 組織

第1節 総会

(総会の種類及び時期)

第138条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、事業年度終了後4か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事会の決議があったとき。
 - (2) 会員及び準会員(第5条第2項第2号の準会員に限る。以下この節において同じ。)の合計数の5分の1以上から理由及び議案を付して総会招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第139条 総会は、会長が招集する。

- 2 定期総会の招集通知は、会日の14日前までに発しなければならない。
- 3 臨時総会の招集通知は、前条第3項に規定する決議又は請求のあったときから14日以内に発しなければならない。
- 4 会長が前項の期間内に総会招集の通知を発しないときは、決議関係者又は請求者が総会を招集することができる。この場合の費用は、本会の負担とする。

(招集通知)

第140条 総会の招集通知は、会員及び準会員に対して書面又は本会が定める電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)により通知することでこれを行う。

- 2 前項の招集通知には、会議の日時及び場所並びに会議の目的事項を記載又は記録する。

(定足数)

第141条 総会は、会員及び準会員の合計数の5分の1以上の出席がなければ開会できない。

- 2 前項の規定により総会が成立しなかったときは、会長は、1か月以内に再度総会の招集通知を発しなければならない。ただし、臨時総会については、この限りでない。
- 3 第139条第2項及び前条の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(総会の審議事項)

第142条 総会においては、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画に関する事項

- (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の変更又は規則の制定、変更若しくは廃止に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会則によって総会に付議することを要する事項又は理事会において総会に付議する必要があると認めた事項
- 2 定期総会においては、前項のほか、事業及び会務に関する報告を行う。
- (総会の議事運営)
- 第143条 会長は、総会において仮議長となり、議長1人及び副議長2人を出席会員のうちから任命する。
- 2 議長は、総会の秩序を保持し、議事を進行する。
- (審議の制限)
- 第144条 総会においては、第140条の規定によりあらかじめ通知した会議の目的事項以外の事項を議決することができない。
- (議案提案権)
- 第145条 会員及び準会員は、300人以上の会員及び準会員の同意を得て、定期総会に付議する事項を理事会に提案することができる。
- 2 前項の規定による提案を行おうとする会員又は準会員は、提案事項及び提案理由を記載した書面に会員及び準会員300人以上の同意の証を添付し、3月末日までに会長に提出するものとする。
- 3 第1項の規定による提案があった場合には、理事会は、第165条第8号に規定する定期総会に付議すべき議案とするか否かを審議決定するものとする。
- 4 前項の場合において、定期総会に付議すべき議案としなかったときは、会長は、定期総会において第1項の提案があった旨及びその提案を定期総会に付議しなかった理由を説明するものとする。
- (議決権)
- 第146条 総会における議決権は、会員及び準会員1人につき1個とする。
- 2 議決権を有する者で総会に出席することのできない者は、あらかじめ会議の目的となる事項について賛否を表明した委任状をもって出席した会員又は準会員を代理人とし、その議決権を行使することができる。この場合は、本会が定める電磁的方法により、委任状を本会に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。
- 4 第2項の場合において、本会に提出した委任状に代理人の指定のないものは、その人選を本会に委せたものとみなし、議案に対して賛否の表明がないものは、原案に対して賛成したものとみなす。
- (利害関係者の排除)
- 第147条 総会の決議について特別の利害関係を有する者は、議決に加わることができない。
- (議決の方法)
- 第148条 総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合のほか、出席した会員及び準会員の過半数をもって決する。
- 2 総会の議長は、会員として議決に加わることを妨げない。
- (議事録)
- 第149条 総会の議事については、議事の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、保存しなければならない。
- 2 議事録が書面をもって作成されているときは、議長及び総会に出席した会員2人がこれに署名又は記名押印しなければならない。
- 3 議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもって作成されているときは、議長及び総会に出席した会員2人がこれに電子署名を行わなければならない。
- 第2節 役員
- (役員)
- 第150条 本会に、90人以内の役員を置く。
- 2 役員のうち、1人を会長、7人以内を副会長、1人を専務理事、34人以内を常務理事、4人を監事とし、その他役員を理事とする。

(役員の職務及び権限)

第151条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長の定めるところにより本会会務を分掌し、執行するほか、会長があらかじめ定めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会務の執行に関し会長及び副会長を補佐するとともに、本会会務を総括的に掌握し、常務理事が分掌する会務の調整を行う。
- 4 専務理事は、事務を掌理し、事務局長を指揮する。
- 5 常務理事は、会長の定めるところにより、本会会務を分掌し、執行する。
- 6 理事は、会務に参画するとともに、理事会において会務に関し質問し、又は意見を述べることができる。
- 7 監事は、会務の執行の法令等への準拠性、経済性、効率性及び有効性並びに本会の財務の監査(第203条第3項の財務諸表等の監査を除く。)をし、これを定期総会に報告する。
- 8 監事は、理事会及び常務理事会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

(役員の選任)

第152条 役員は、別に定めがある場合を除き、会員のうちから選挙によって選出する。

- 2 役員は、再選されることができる。
- 3 第1項の選挙は、選挙管理委員会がこれを執行し、並びにその経過及び結果を定期総会に報告する。
- 4 第1項の選挙に関し必要な事項は、規則で定める。

第153条 第182条第1号の地域会の会長(第177条第1項ただし書の規定による地域会の分割が行われた場合において、新たに設置された地域会の会長を含む。)は、本会の役員となる。

(会長の選任)

第154条 会長は、第152条第1項の選挙によって選出された役員のうちから、推薦委員会の推薦を受け、かつ、同項の選挙によって選出された役員、前条の役員等をもって構成する会議(以下「当選者会議」という。)においてその信任を得た者をもって充てる。

- 2 前項に規定する推薦委員会の推薦又は当選者会議の信任を得られなかったときは、規則で定めるところにより、第152条第1項の選挙によって選出された役員のうち選挙管理委員会に届出のあった者を候補者とする会員による選挙により、会長を選任する。
- 3 推薦委員会の組織及び推薦委員会における推薦の手續並びに当選者会議における信任の手續その他会長の選任に関し必要な事項は、規則で定める。

(会長の解任)

第155条 会員は、300人以上の会員の同意を得て、会長の解任を理事会に請求することができる。

- 2 前項の規定による請求を行う会員は、会員300人以上の同意の証を添付の上、解任理由を記載した書面を理事会に提出するとともに、その写しを監事会に提出しなければならない。
- 3 理事会は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に理由があると認めるか否かについて審議する。
- 4 理事会は、前項の場合において、当該請求に理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、会員に会長の解任の可否を問うものとする。この場合において、解任を請求された会長は、理事会に弁明を記載した書面を提出することができる。
- 5 理事会は、第3項の場合において、当該請求に理由がないと認めるときは、第151条第2項に規定する順位が第1順位の副会長に第1項の請求があった旨及び当該請求を認めない理由を総会において報告させるものとする。

(副会長及び常務理事の選任)

第156条 副会長及び常務理事は、第152条第1項の選挙によって選出された役員及び第153条の規定により選任された役員のうちから規則で定めるところにより選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第187条第4項の地域会会長会議の議長及び副議長は、本会の副会長となる。

(会長指名による常務理事、外部理事及び監事の選任)

第157条 常務理事のうち2人は、会長が特に必要があると認めた場合に、会長が会員のうちから指名

し、理事会の議を経て選任するものとする。

2 理事のうち2人は、会員外の学識経験を有する者のうちから、会長が理事会の議を経て選任するものとする。

3 監事は、規則で定めるところにより、地域会の会長の連名による推薦を受け、総会の承認を得た者をもって充てる。ただし、監事のうち1人は、規則で定めるところにより、会員外の学識経験を有する者のうちから、総会の承認を得て選任するものとする。

（専務理事の選任）

第158条 専務理事は、会員又は会員外の学識経験を有する者のうちから広く候補者を募り、会長が理事会の議を経て選任する。

2 専務理事は、常勤とする。

3 専務理事が選任されたときは、第1項の理事会終了後最初に開催される定期総会に報告する。ただし、当該定期総会の開催の日まで相当の日数があるときは、会員への通知をもって、これに代えることができる。

（役員の任期）

第159条 会長、副会長、常務理事、理事及び監事の任期は3年とし、第152条第3項の規定による報告を行った定期総会終了の時に始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会の終了の時まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

2 副会長、常務理事及び理事のうち、第153条の規定により本会の役員となった者の任期は、地域会の会長としての任期にかかわらず、前項に規定する任期を適用する。ただし、同条括弧書きの規定により本会の役員となった者の任期は、当該地域会の会長となった時から前項ただし書の定期総会の終了の時までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第157条第1項の常務理事及び同条第2項の理事の任期は、その選任が議決された理事会の日から第1項ただし書の定期総会の終了の時までとする。

4 専務理事の任期は、その選任ごとに第158条第1項の理事会で定める。この場合において、その任期は、就任後第3回目の定期総会の終了の時（その時より前に満65歳に達する月の末日が到来する場合は当該日）を超えて定めることはできない。

5 役員は、再任されることができる。ただし、会長は、連続して再任されることができないものとする。

6 会長が欠けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、後任の会長を選任するものとする。ただし、残任期間が8か月以内のときは、理事会の議によりこれを行わないことができる。

7 副会長、常務理事、理事又は監事に欠員が生じたときは、規則で定めるところにより、後任の者を選任する。ただし、監事を除き、会長が会務の執行に支障がないと認めたときは、これを行わないことができる。

8 専務理事が欠けたときは、速やかに選任するものとする。

9 第6項又は第7項の規定により後任の役員が選任されたときは、その結果を、任期開始前にあっては第152条第3項に規定する定期総会に報告し、任期開始後にあっては会員に通知するものとする。

10 第6項又は第7項の規定により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の辞任）

第160条 役員の辞任については、会長にあっては第151条第2項に規定する順位が第1順位の副会長に、会長以外の役員にあっては会長に辞表を提出するものとする。

2 役員の辞任の効力は、退任の日を特定して辞表が提出された場合にあっては当該日に、退任の日を特定せずに辞表が提出された場合にあっては辞表が提出された日の翌日に生ずる。

（役員資格の喪失）

第161条 本会の会員である役員（この会則の他の規定により解任又は免職について定められている役員を除く。）は、法第30条の規定による懲戒の処分を受けたとき、又は第67条第2項第2号の会員権停止の懲戒処分を受けたときは、当該役員たる資格を失う。

（役員の報酬）

第162条 会長及び専務理事は、その在任期間を通じ理事会が定める報酬を受けるものとする。

（理事会）

第163条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。
- 3 理事会は、理事会構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 4 理事会における議決は、議決権を有する出席者の過半数をもってする。可否同数のときは、議長が裁決する。
- 5 第157条第1項の規定により選任された常務理事は、議決権を有しない。
- 6 会長は、会務の適正な運営を確保するために必要と認めたときは、理事会の承認を得て、第182条第2号の地域会の副会長（本会の役員である者を除く。）のうちから、理事会を傍聴することができる者を指名することができる。

（理事会構成員の理事会招集請求）

第164条 理事会構成員の3分の1以上から理由及び議案を付して請求があったときは、会長は、理事会を招集しなければならない。

（理事会の審議事項）

第165条 理事会は、会務の執行を監視するとともに次に掲げる事項を審議決定するほか、事業及び会務の運営状況につき会長から定期的に報告を受けた事項及び常務理事会から付託された事項を協議するものとする。

- (1) 事業計画案及び予算書案に関する事項
 - (2) 前年度の決算に係る第203条第3項の財務諸表等に関する事項
 - (3) 予算額の科目間の流用又は予備費の使用
 - (4) 第157条第1項の常務理事、同条第2項の理事及び専務理事の任免に関する事項
 - (5) 事務局長の任免に関する事項
 - (6) 総会から委任された事項
 - (7) 法第46条の9の規定による建議及び答申に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、会則又は規則によって総会に付議すべき議案及び理事会に付議することを要する事項並びに会長が必要と認めた事項
- 2 理事は、その10人以上の同意を得て、会長に対し理事会の議案を提出することができる。この場合において、会長は、当該提出があった議案を理事会に付議しなければならない。

（常務理事会）

第166条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

- 2 常務理事会は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。
- 3 第163条第3項、第4項及び第6項の規定は、常務理事会について準用する。
- 4 理事は、常務理事会を傍聴することができる。

（常務理事会の審議事項）

第167条 常務理事会は、会則に定めるところにより会務の執行に関し、次に掲げる事項を審議決定するほか、会務の執行に関する重要な事項を協議する。

- (1) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の会務の執行に関する事項
- (2) 理事会及び総会に提出すべき議案に関する事項
- (3) 官公署その他の重要な渉外に関する事項
- (4) 各種委員会に関する重要な事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会則、規則又は細則によって常務理事会に付議することを要する事項及び会務の執行に関し会長が必要と認めた事項

（理事会及び常務理事会の運営）

第168条 理事会及び常務理事会の開催の時期及び方法は、会長がこれを定める。

- 2 理事会及び常務理事会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

（会則の準用）

第169条 第147条（利害関係者の排除）及び第149条（議事録）の規定は、理事会及び常務理事会について準用する。

（監事会）

第170条 監事をもって監事会を組織する。

- 2 監事会は、監事がその職務を遂行する上で必要な事項を審議決定する。
- 3 監事会は、会計監査人の選任について理事会の議を経て総会に提案するとともに、会計監査人の

報酬の額を理事会に提案するものとする。

- 4 監事会は、会計監査人が欠けたときは、速やかに後任の会計監査人を理事会の議を経て選任することができる。この場合において、会員に対し速やかに通知するとともに、その後最初に開催される総会に報告するものとする。
- 5 監事会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、理事会の議を経て解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 6 監事会は、前項の規定により会計監査人を解任したときは、その後最初に開催される総会に報告するものとする。
- 7 監事会は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
- 8 監事会は、過半数の議決をもって理事会に臨時総会の開催を請求することができる。
- 9 監事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(役員の義務)

第171条 役員は、その責任の重要性に鑑み、公認会計士の使命を認識し、公共の利益と公認会計士制度の発展のため、会則及び規則並びに総会、理事会及び常務理事会の決議を遵守し、誠実に職務を行なわなければならない。

(報酬委員会)

第172条 本会に、報酬委員会を置く。

- 2 報酬委員会は、役員に支払う報酬の内容又は報酬の内容の決定に関する方針を定め理事会に提案することを職務とする。
- 3 報酬委員会は、会員である委員3人及び会員外の学識経験を有する者である委員2人をもって組織する。
- 4 委員の選任は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。
- 5 報酬委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 第41条（議事の非公開）及び第65条（利害関係者の排除）の規定は、報酬委員会について準用する。
- 7 報酬委員会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(顧問)

第173条 会長は、公認会計士業務の改善進歩に関し必要な事項を諮問するため、会員外の学識経験を有する者のうちから、常務理事会の議を経て、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問の任期は、その委嘱をした会長の任期満了の時までとする。
- 3 顧問をもって会務運営諮問会議を組織する。

(相談役)

第174条 会長は、常務理事会の議を経て、会員のうちから相談役を委嘱することができる。

- 2 前条第2項の規定は、相談役について準用する。

第3節 委員会

(常置委員会)

第175条 本会に、常置委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、会長の諮問に応ずるほか、その所掌事項に関し、必要に応じ、会長に意見を具申し、又は常務理事の指示を受け会務の執行を補佐することができる。
- 3 委員会は、その目的を達成するため、理事会の議を経て、助言等を求めるための機関を設けることができる。
- 4 委員会の種類、組織、所掌事項その他委員会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

(特別委員会)

第176条 会長は、必要があると認めたときは、理事会の議を経て特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の名称、組織、所掌事項及び権限は理事会の議を経て会長が定め、その他特別委員会の運営に関し必要な事項は細則で定める。

第4節 支部

(地域会)

第177条 本会に、財務省財務局及び内閣府沖縄総合事務局の管轄地域ごとに支部として1地域会を置く。ただし、理事会の議を経て、これを2以上の地域会に分割し、又は統合することができる。

2 地域会は、地域会規約で定める地域ごとに1部会を置くことができる。

(地域会規約)

第178条 地域会は、地域会規約を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 地域会の名称及び事務所の所在地
- (2) 地域会の事業に関する事項
- (3) 地域会所属の会員及び準会員に関する事項
- (4) 地域会事務局に関する事項
- (5) 地域会会費に関する事項
- (6) 地域会総会に関する事項
- (7) 地域会役員の選任に関する事項
- (8) 地域会の財務に関する事項
- (9) 前条第2項の規定により部会を置くときは、部会に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域会において必要と認める事項

2 地域会規約の制定又は変更は、理事会の承認を受けなければ、その効力を生じない。

(地域会の事業)

第179条 地域会は、その地域会に所属する会員及び準会員を主たる対象として、次の事業を行う。

- (1) 会務に関する連絡事項を地域会所属の会員及び準会員に伝達し、又は実施すること。
- (2) 会務に関し会長から委任された事項を行うこと。
- (3) 地域会所属の会員及び準会員の意見を会長に進達すること。
- (4) 会長に対し建議し、又は答申すること。
- (5) 会則及び地域会規約に定める目的の範囲内において適当と認める事業を行うこと。

(地域会の名称)

第180条 地域会の名称は、当該地域名に「会」の文字を付けるものとする。

(所属地域会)

第181条 会員及び準会員（特定社員である準会員を除く。）は、地域会に所属する。

2 会員及び準会員の所属地域会は、細則で定める。

(地域会役員)

第182条 地域会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 幹事 若干人
- (4) 監事 若干人

(地域会役員の職務)

第183条 地域会の会長は、地域会を代表し、地域会の業務を行う。

2 地域会の副会長は、地域会の会長を補佐するほか、地域会の会長に事故があるときはその職務を代理し、地域会の会長が欠けたときはその職務を行う。

3 地域会の幹事は、地域会の業務を分担する。

4 地域会の監事は、地域会の業務の執行及び財務を監査し、これを地域会総会に報告する。

(地域会の経費及び支出)

第184条 地域会の経費その他の支出は、本会からの交付金、地域会規約で定める地域会会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。

2 地域会の会長は、予算書を作成しなければならない。

3 地域会の会長は、事業年度の末日をもって決算を行い、第203条第3項の財務諸表等を作成し、これに当該事業年度の事業報告書並びに翌事業年度の事業計画及び予算書を添えて当該事業年度終了後3か月以内に地域会総会の承認を得て、これを会長に報告しなければならない。

4 地域会が本会の名義をもって重要な資産の取得又は契約をしようとするときは、理事会の議を経

て会長がこれを行う。

（会則の準用）

第185条 第18条（総会の表決権）、第19条（役員の選挙権及び被選挙権）、第21条（監査法人に対する権利の制限）、第22条（準会員に対する権利の制限）、第200条（事業年度）、第204条（事業計画、予算及び決算）及び第207条（予算決定前の支出）の規定は、地域会について準用する。

（重要事項の報告）

第186条 地域会は、地域会総会の決議その他の重要事項を会長に報告しなければならない。

（地域会会長会議）

第187条 本会に、第179条に規定する地域会の事業の促進を図るほか、第184条第3項の規定による地域会からの報告の評価を行うため、地域会会長会議を置く。

2 前項の評価の結果はこれを理事会に報告するものとする。

3 地域会会長会議は、会長、専務理事及び担当常務理事並びに地域会の会長をもって組織する。

4 地域会会長会議に、議長及び副議長1人を置き、地域会の会長の互選によりこれらを定める。

5 地域会会長会議の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第5節 属性別の協議会

第188条 本会は、会員の資質の維持及び向上、組織化の推進による会員の活動領域の拡充、人材の流動化等を図るため、次の各号に掲げる属性別の協議会を置く。

(1) 税務業務協議会

(2) 組織内会計士協議会

(3) 公会計協議会

(4) 女性会計士活躍促進協議会

(5) 社外役員会計士協議会

(6) 中小監査事務所連絡協議会

2 前項各号に掲げる属性別の協議会の目的及び職務並びに組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第6節 事務局

（事務局）

第189条 本会に、その庶務を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局に、所要のスタッフを置く。

3 事務局の職制その他必要な事項は、細則で定める。

（事務局長）

第190条 事務局に、スタッフから任用する事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局のスタッフ（地域会事務局の職員を含む。）を統括する。

3 事務局長は、会議に出席してその所掌事務に関し報告若しくは説明をし、又は意見を述べることができる。

4 この会則に定めるもののほか、事務局長に関し必要な事項は、別に定める。

（地域会事務局）

第191条 地域会は、本会の指示又は連絡に基づく事項及び地域会の事務を行わせるため、地域会事務局を設けることができる。

2 地域会事務局に関し必要な事項は、地域会規約で定める。

第2章 財務

第1節 入会金、施設負担金及び会費

（入会金）

第192条 会員となった者は、入会金として金40,000円を本会に納付しなければならない。

2 準会員となった者は、入会金として金10,000円を本会に納付しなければならない。ただし、現に会員である者が、第5条第2項第1号の準会員となる場合には納付を要しない。

3 準会員が第11条第1項の規定により会員となったときは、第1項に規定する額と前項本文に規定する額との差額を納付しなければならない。

（施設負担金）

第193条 会員となった者は、前条の入会金のほか、施設負担金として金50,000円を本会に納付しなけ

ればならない。

（会費）

第194条 会員及び準会員は、普通会費、業務会費、登録上場会社等監査人会費及び臨時会費を負担しなければならない。

2 普通会費の額は、次のとおりとする。

(1) 会員 月額 8,000円

(2) 準会員 月額 1,500円

3 業務会費は、会社法（平成17年法律第86号）若しくは金融商品取引法に基づく監査契約（監査業務に係る契約をいう。以下同じ。）又はこれらに準ずるものとして規則で定める監査契約その他規則で定める契約を行った会員に対し、当該契約に係る個々の報酬額（消費税及び地方消費税を除く。）を本会の事業年度ごとに合計し、当該報酬額の合計を次の表の左欄に掲げる額に区分してそれぞれの額に同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した額を合計した額を賦課するものとする。

10億円以下の額	1 %
10億円超100億円以下の額	0.8 %
100億円超200億円以下の額	0.6 %
200億円超400億円以下の額	0.4 %
400億円超700億円以下の額	0.2 %
700億円超の額	0.1 %

4 登録上場会社等監査人会費は、上場会社等監査人名簿に登録された会員に対し、本会の事業年度ごとに、次の表の区分に従いそれぞれ同表に定める額を賦課するものとする。

区分			額
番号	監査証明業務に係る売上高	監査契約を締結している上場会社等の数	
1	400億円以上	500社以上	58,000,000円
2		499社以下	47,000,000円
3	40億円以上400億円未満	150社以上	40,000,000円
4		149社以下	25,000,000円
5	40億円未満	60社以上	16,600,000円
6		50社以上59社以下	14,000,000円
7		40社以上49社以下	10,500,000円
8		20社以上39社以下	9,500,000円
9		15社以上19社以下	6,000,000円
10		10社以上14社以下	4,900,000円
11		5社以上9社以下	4,300,000円
12		1社以上4社以下	3,000,000円
13		0社	500,000円

5 前項の規定にかかわらず、新たに上場会社等監査人名簿に登録された会員が区分12に該当する場合又は当初区分13に該当したがその後初めて区分12に該当した場合は、初年度及び翌年度に限り、登録上場会社等監査人会費を次の各号に掲げる額に減じた上で、これを賦課するものとする。

(1) 初年度 100万円

(2) 翌年度 200万円

6 臨時会費は、臨時特別の支出に充てるため賦課するものとし、その額及び納期は、総会の決議によりこれを定める。

（地域会費の負担）

第195条 会員及び準会員（第5条第2項第5号の準会員を除く。）は、前条に規定する会費のほか、地域会規約で定めるところにより、地域会費を負担しなければならない。

（会費の免除等）

第196条 会長は、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、会費の徴収猶予、減額又は免除をすることができる。

（会費の滞納に対する措置）

第197条 会長は、1年以上会費（地域会会費を含む。以下この条から第198条までにおいて同じ。）を滞納し、かつ、催告を受けてなお納付しないものと認められる会員及び準会員に対し、第58条の規定により会費の納付をするよう指示するものとする。

2 会長は、前項の規定による指示をしたときは、理事会の議を経て、その旨を公示するものとする。

3 会長は、会費を滞納している会員及び準会員に対しては、本会の施設の利用、福利厚生を受給、業務に関する相談及び資料の受領その他の会員及び準会員が享受することができる便益であって、細則で定めるものの提供を停止することができる。

4 前3項に規定する会費の滞納に対する措置に関し必要な事項は、細則で定める。

（会費の滞納者に対する懲戒処分の審査要請等）

第197条の2 会長は、会員が前条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、なお滞納している会費を納付しないときは、当該会員（以下この条において「関係会員」という。）の処分提案書を作成し、理事会の議を経て、当該処分提案書に基づく関係会員の懲戒処分についての審査を綱紀審査会に要請しなければならない。この場合において、会長は、綱紀審査会に審査を要請した旨を関係会員に通知するものとする。

2 第62条第2項（監査・規律審査会の専門調査員）及び第63条（監査・規律審査会の調査権等）の規定は、会長が前項の職務を行う場合に準用する。

3 会長は、前2項の規定に基づく行為を指名する役員に委任することができる。

4 前3項の規定による懲戒処分の審査要請等に関し必要な事項は、細則で定める。

（規則への委任）

第198条 この会則に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、規則で定める。

（費用の負担）

第199条 本会は、会員の業務に関する情報の提供を行う場合は、これに要する費用の全部又は一部を当該情報の提供を受けた会員に負担させることができる。

第2節 会計及び資産

（事業年度）

第200条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（経費及び支出）

第201条 本会の経費その他の支出は、会費、入会金、施設負担金、寄附金その他の収入をもって支弁する。

2 入会金及び施設負担金は、総会の決議を経て特別の資産の取得又は経常支出以外の特別の場合の支出に充てるものとし、その残額は、規則で定める場合を除き、特定資産として積み立てるものとする。

3 前項に規定する特定資産は、総会の決議を経て特別の資産の取得又は経常支出以外の特別の場合の支出に充てるものとする。

（財産の管理）

第202条 本会の財産は、会長が管理する。

2 本会の重要な財産は、総会において、出席した会員及び準会員（第5条第2項第2号の準会員に限る。）の3分の2以上の同意がなければ処分することができない。

3 地域会に属する財産は、本会の会長が地域会の会長と共同して管理する。

（事業計画案、予算書及び財務諸表等の作成）

第203条 会長は、事業計画案及び予算書を作成しなければならない。

2 会長は、事業年度の末日をもって決算を行い、財務諸表等を作成しなければならない。

3 財務諸表等は、次の書類によるものとする。

（1）財務諸表

ア 貸借対照表

イ 正味財産増減計算書

ウ キャッシュ・フロー計算書

（2）附属明細書

4 予算書及び財務諸表等の作成、予算管理その他会計に関し必要な事項は、規則で定める。

（事業計画、予算及び決算）

第204条 会長は、定期総会に事業計画案、予算書及び前年度の決算に係る財務諸表等を提出して、その承認を求めなければならない。

2 財務諸表等については、会計監査人の監査を受けなければならない。
(会計監査人の資格及び任期)

第205条 会計監査人は、会員でなければならない。

2 会長、副会長及び財務を担当する常務理事と利害関係を有する者は、会計監査人となることができない。

3 会計監査人の任期は、選任が決議された定期総会終了の時から次の定期総会の終了の時までとする。

4 前項の規定にかかわらず、第170条第4項の規定により選任された会計監査人の任期は、選任が決議された理事会の終了の時から、その後最初に開催される定期総会の終了の時までとする。

(会計監査人の権限及び義務)

第206条 会計監査人は、いつでも財務諸表等の閲覧及び謄写をし、又は担当役員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、定期総会に出席して職務に関し説明又は報告をすることができる。

3 会計監査人は、その職務を行うに当たり、役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは会則等に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事会に報告しなければならない。

(予算決定前の支出)

第207条 予算が決定するまでの支出は、前年度の予算に従う。

(補正予算)

第208条 会長は、予算の成立後において、予算の補正が必要となったときは、理事会の議を経て、補正予算を編成することができる。

2 前項の場合は、臨時総会において、その承認を受けなければならない。

(公告及び開示)

第209条 法第46条の11の2の規定による収支計算書の公告は、第203条第3項第1号イの正味財産増減計算書をもって行うものとする。

2 本会は、次に掲げる書類を事務所に備え置き、5年間、一般の閲覧に供するものとする。この場合において、法第46条の11の2の規定による収支計算書の閲覧は、第203条第3項第1号イの正味財産増減計算書をもって行うものとする。

(1) 第204条第1項の承認を受けた次の書類

ア 事業計画書

イ 予算書

ウ 貸借対照表

エ 正味財産増減計算書

オ キャッシュ・フロー計算書

カ 附属明細書

(2) 監事の意見書

(3) 事業報告書

第3章 会計教育

(会計教育活動の実施)

第210条 本会は、会計に関する基礎的な素養(以下「会計リテラシー」という。)の定着及び会計の有用性に関する認識向上を図るため、会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(以下「会計教育活動」という。)を行う。

2 会計教育活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会計リテラシーの普及及び啓発のための資料の作成

(2) 学校その他の機関が行う会計リテラシーに関する教育の支援

(3) 会計リテラシー普及のための講座の開講及び広報

(4) 公認会計士制度の普及及び啓発のための講座の開講及び広報

(5) 会計教育活動に関する会員意識向上のための資料の作成及び広報

- (6) 前各号に掲げるもののほか、前項の目的達成に必要なもの
(会計教育推進会議)

第211条 本会に会計教育推進会議(以下この条において「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議の職務は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 会計教育活動に関する基本方針を定めること。
 - (2) 会計教育活動に関し企画立案すること。
 - (3) 本会の会計教育活動を統轄すること。
- 3 推進会議の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第4章 サステナビリティ能力開発 (サステナビリティ能力開発活動の実施)

第212条 本会は、資本市場におけるサステナビリティ情報の信頼性確保及び高品質な開示の実現に貢献するため、サステナビリティ情報の開示及び保証業務(以下「サステナビリティ情報開示等」という。)に関する会員及び準会員の能力開発のための活動(以下「サステナビリティ能力開発活動」という。)を行う。

- 2 サステナビリティ能力開発活動の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) サステナビリティ能力開発のための資料の作成及び広報
 - (2) サステナビリティ能力開発のための講座の開講及び広報
 - (3) サステナビリティ情報開示等に関する調査研究
 - (4) サステナビリティ能力開発に関する国内外の資本市場関係者との連携
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、前項の目的達成に必要なもの
(サステナビリティ能力開発協議会)

第213条 本会にサステナビリティ能力開発協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) サステナビリティ能力開発活動に関する基本方針を定めること。
 - (2) サステナビリティ能力開発活動に関し企画立案すること。
 - (3) サステナビリティ能力開発活動に関する意見を会長に具申すること。
 - (4) 本会のサステナビリティ能力開発活動を統括すること。
- 3 協議会の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第5章 その他 (設置、組織及び目的)

第214条 本会に、準会員会を置く。

- 2 準会員会は、準会員(第5条第2項第1号及び第5号の準会員を除く。以下この条において同じ。)をもって組織する。
- 3 準会員会は、次に掲げる事項を目的として活動を行うものとする。
- (1) 公認会計士となるのに必要な技能を修得するための研修を行うこと。
 - (2) 準会員制度の改善に資するための研究を行うこと。
 - (3) 準会員の教養と品位の保持向上に努めること。
 - (4) 準会員が行う公認会計士又は監査法人の業務の補助業務等の改善進歩を図ること。
 - (5) 準会員相互の連絡調整を図ること。
- 4 準会員会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則 (会則の施行期日)

- 1 この会則は、本会の成立の日から施行する。ただし、第70条から第77条までの規定は、大蔵大臣から公認会計士、会計士補及び外国公認会計士の登録に関する事務の引き継ぎを受けた日から施行する。

(経過措置規定)

- 2 社団法人日本公認会計士協会(以下「旧法人」という。)の正会員は、本会の成立の時ににおいて、当然、会員となる。この場合、第10条第2項による手続を要しない。
- 3 旧法人の準会員である会計士補は、本会の成立の時ににおいて、準会員となる。この場合、第11条

第2項の規定による手続を要しない。

- 4 旧法人の正会員が附則第2項の規定により会員となるときは、第21条第1項に定める入会金を納付することを要しない。
- 5 旧法人の準会員である会計士補が附則第3項の規定により準会員となるときは、第21条第2項に定める入会金を納付することを要しない。
- 6 旧法人の準会員である会計士補が旧法人に対して納付した入会金は、第21条第2項に定める額の入会金を納付したものとみなす。
- 7 本会成立後3年以内に、旧法人の客員であった者が公認会計士名簿に登録を受け会員となったとき、又は旧法人の準会員で会計士補の資格を有する者が、会計士補名簿に登録を受け本会の準会員となったときは、第21条第1項又は同条第2項に定める入会金を納付することを要しない。
- 8 本会成立後3年以内に、旧法人の準会員で会計士補の資格を有していた者が、公認会計士となる資格を取得し、公認会計士名簿に登録を受け、本会の会員となったときは、その者の納付すべき入会金については、第21条第3項の規定を適用する。
- 9 本会成立後、大蔵大臣から登録に関する事務の引き継ぎを受ける日の前日までに会員として入会する者、又は準会員として入会しようとする者に対して本会が提出を求める書類は、第10条第2項及び第11条第2項の規定にかかわらず、なお、旧法人の例による。
- 10 旧法人の会員及び準会員である会計士補が旧法人に対して納付すべき会費又は入会金の滞納額は、本会に対する滞納額とみなし、かつ、滞納期間は、旧法人の期間を引き継いだものとして第31条第1項第4号、同条第2項及び同条第3項但し書の規定を適用するものとする。
- 11 第22条第3項の業務会費は、この会則施行後事業年度が終了する被監査会社の契約に係るものから適用する。この場合において、当該事業年度がこの会則施行の日においてすでに6カ月を経過しているものについては、同号の規定中「2万4千円」は「1万8千円」と、「1万6千円」は「1万2千円」と読み替えるものとする。
- 12 本会の設立当初の会長、副会長、その他の役員（以下「役員」という。）は第45条第1項の規定にかかわらず設立委員のうちから設立総会で選任し、その就任は、本会成立の日とする。
- 13 本会は、成立後3月以内に第45条第1項の規定による役員を選挙を行ない、前項により選任された役員の任期は、この選挙によって選任された新役員が就任した日までとする。
- 14 前項における本会成立後3月以内に行なわれる役員選挙の経過及び結果は、第45条第3項による総会の報告に代え、会員に書面をもって通知するものとし、その通知を発した日をもって選任された役員の就任の日とし、かつ、その任期は第46条第1項の規定にかかわらず、就任後第3回目の定期総会の終了の時までとする。
- 15 旧法人の支部は、本会の成立の時ににおいて、当然、本会の支部となり、その組織、役員、及び支部に属する財産は、現状のまま当該各支部に引き継がれるものとする。ただし、名称等は、第67条の定めるところによるものとする。
- 16 旧法人の公認会計士報酬規定（昭和40年1月1日改訂）は、第82条第1項の規定により、報酬細則が定められるまでの間、同条同項の報酬細則とする。
- 17 紛議調停委員会の第1回の委員の任期は、第91条の規定にかかわらず、昭和43年7月31日までとする。
- 18 旧法人の会計士補部会の会員の3分の2以上の同意があったときは、同部会は、本会成立の日に第115条の規定による会計士補会となるものとし、旧法人の会計士補部会の役員及びこれに属する財産は当該会計士補会に引き継がれるものとする。
- 19 旧法人の事務局は、本会成立のときにおいて第120条第1項の規定による本会の事務局となり、かつ、旧法人の事務局職員は、本会成立の時ににおいて本会事務局の職員となり、その勤続年数は本会における勤続年数に加算する。

附 則（昭和43年6月21日改正）

この改正規定は、昭和43年6月22日から施行する。

（大蔵大臣の認可のあった日、昭和43年9月28日）

附 則（昭和44年6月23日改正）

この改正規定は、昭和44年6月24日から施行する。ただし、改正後の第22条第3項の規定は、昭和44年7月1日以降始まる事業年度の監査契約に係るものから適用する。

(大蔵大臣の認可のあった日、昭和44年7月23日)

附 則(昭和45年6月26日改正)

この改正規定は、昭和45年6月27日から施行する。

(大蔵大臣の認可のあった日、昭和45年8月12日)

附 則(昭和46年6月24日改正)

この改正規定は、昭和46年7月1日から施行する。

(大蔵大臣の認可のあった日、昭和46年7月17日)

附 則(昭和46年9月14日改正)

この改正規定は、昭和46年7月分会費から適用する。

(大蔵大臣の認可のあった日、昭和46年10月8日)

附 則(昭和47年6月27日改正)

この改正規定は、昭和47年6月28日から施行する。

(大蔵大臣の認可のあった日、昭和47年8月12日)

附 則(昭和48年6月27日改正)

この改正規定は、昭和48年6月28日から施行する。ただし、第63条第4項の規定は昭和48年6月28日以降最初の地域会総会においてこれに係る地域会規約を変更したときからこれを適用する。

(大蔵大臣の認可のあった日、昭和48年8月14日)

附 則(昭和49年6月28日改正)

1 第21条第1項および第2項、第22条第2項および第65条の改正規定は、昭和49年7月1日から施行する。

2 第22条第3項の改正規定は、昭和49年7月1日以降に終了する会計年度を対象とする契約より適用する。

(大蔵大臣の認可のあった日、昭和49年8月20日)

附 則(昭和50年6月26日改正)

この改正規定は、昭和50年6月27日から施行する。ただし、第22条第3項の改正規定は、昭和50年4月1日以降に終了する事業年度を対象とする監査契約から適用する。又、改正後の第59条、第124条および第125条の規定は昭和50年6月27日以降最初の地域会総会においてこれに係る地域会規約を変更したときからこれを適用する。

(大蔵大臣の認可のあった日、昭和50年9月23日)

附 則(昭和51年6月17日改正)

1 第5条の改正規定は、事務所移転の日から施行する。

2 第10条及び第49条の改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和51年10月8日)から施行する。

附 則(昭和53年6月23日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和53年8月1日)から施行する。ただし、第45条及び第46条の改正規定は、施行の日以後に実施される第45条に規定する役員選挙から適用し、同日の前日までに実施された選挙については、なお従前の例による。

附 則(昭和54年6月28日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和54年7月21日)から施行する。

附 則(昭和55年6月20日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和55年8月30日)から施行する。ただし、第22条第2項の改正規定は、昭和55年10月分から適用する。

附 則(昭和56年7月8日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和56年9月12日)から施行する。

附 則(昭和58年7月7日改正)

この改正規定は、昭和58年10月13日から施行する。

(大蔵大臣の認可のあった日、昭和58年8月19日)

附 則(昭和59年7月6日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和59年8月17日)から施行する。

附 則(昭和61年7月8日改正)

1 この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和61年8月8日)から施行する。

- 2 第45条第1項、第46条第1項、第77条の4、第79条の2、第80条及び第89条の4の改正規定は、昭和64年の定期総会終了後から適用する。
- 3 紛議調停委員会の委員の任期については、第98条の規定にかかわらず、昭和61年の定期総会終了後から昭和64年の定期総会終了の時までは、1年とする。

附 則（昭和62年7月8日改正）

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（昭和62年8月25日）から施行する。

附 則（昭和63年7月7日改正）

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（昭和63年8月16日）から施行する。ただし、第21条の2の改正規定は、昭和64年7月1日以後初めて会員となる者から適用する。

附 則（平成元年7月6日改正）

- 1 この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成元年8月31日）から施行する。
- 2 第22条第3項の改正規定は、平成元年10月1日以後終了する事業年度を対象とする監査契約から適用する。
- 3 第100条の改正規定は平成元年7月1日から適用する。

附 則（平成2年7月5日改正）

- 1 この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成2年7月25日）から施行する。
- 2 第65条第3項、第101条、第103条及び第104条の規定は、平成3年4月1日に開始する事業年度から適用する。

附 則（平成3年7月9日改正）

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成3年8月9日）から施行する。

附 則（平成4年7月9日改正）

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成4年7月27日）から施行する。

附 則（平成6年7月7日改正）

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成6年8月5日）から施行する。ただし、実務補習協議会の委員及び業務開発推進協議会の委員の発足当初の任期は、平成7年に開催する定期総会終了の日までとする。

附 則（平成7年7月5日改正）

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成7年7月27日）から施行する。

附 則（平成9年7月3日改正）

- 1 この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成9年8月21日）から施行する。
- 2 第22条第3項の改正規定は、平成9年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。

附 則（平成10年7月6日改正）

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成10年8月20日）から施行する。ただし、第22条第3項第3号の改正規定は、平成10年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。

附 則（平成11年7月6日改正）

- 1 この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成11年8月23日）から施行する。
- 2 第100条第3項の改正規定は、平成11年4月1日から適用する。
- 3 第103条第2項及び第3項の改正規定は、第33事業年度の計算書類から適用する。

附 則（平成12年7月6日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成12年8月25日）から施行する。

附 則（平成13年7月3日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成13年9月3日）から施行する。
- 2 第5条の改正規定は、事務所移転の日から適用する。
- 3 第22条の改正規定は、平成13年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。
- 4 第49条、第101条及び第106条の改正規定は、平成13年4月1日から適用する。
- 5 第83条、第83条の2及び第83条の3の改正規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年7月3日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成15年9月9日）から施行する。

附 則（平成15年12月2日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成15年12月24日）から施行し、平成16年4月

1 日から適用する。

2 第43条第1項及び第3項の改正規定は、金融庁長官の認可のあった日から適用する。

3 第106条の2の改正規定は、平成15年4月1日から開始する事業年度の書類から適用する。

4 公認会計士報酬規定、法定監査の標準報酬規定、コンフォート・レターに関する報酬基準、政党助成法監査の標準報酬規定、公認会計士の行うMCS業務に関する報酬基準、株価等鑑定報酬規定、公益法人会計指導報酬規定、公認会計士の税理士業務報酬規定は、第82条の改正規定の適用の日(平成16年4月1日)をもって廃止する。

附 則(平成16年7月6日改正)

1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日(平成16年8月6日)から施行する。

2 第83条の3及び第83条の4第2項の改正規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年7月5日改正)

1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日(平成17年8月11日)から施行する。

2 第22条の改正規定は、平成17年4月1日以後開始する事業年度又は会計年度に係る監査契約から適用する。

3 第6章の2、第6章の3、第31条第3項乃至第7項及び第10項、第75条第3項中綱紀審査会に係る部分、第89条の3第1項、第89条の5第3項中綱紀委員会を削る部分の改正規定は、綱紀審査会及び改正後の不服審査会の委員を最初に選任する理事会の日から適用する。

4 改正前の第31条の3の規定に基づき選任された綱紀委員会の委員の任期は、前項の適用日の前日までとし、当該委員は第31条の3の2第2項の改正規定にかかわらず、前項の適用日において、綱紀審査会の調査部会の調査員に指名されたものとみなす。当該調査員の当初の任期の始期は、第31条の3の2第4項の規定にかかわらず、前項の適用日とする。

5 改正前の第31条の5の規定に基づき選任された不服審査会の委員の任期は、第3項の適用日の前日までとする。

6 綱紀審査会又は改正後の不服審査会の委員に最初に選任された委員の当初の任期の始期は、第31条の3第9項又は第31条の5第9項の規定にかかわらず、第3項の適用日とする。

7 第3項の適用日現在、改正前の綱紀委員会又は不服審査会に付されている事案は、綱紀審査会又は改正後の不服審査会に審査要請又は不服申立があったものとみなす。

8 第3項の適用日前に、綱紀委員会規則第16条第1項により会長から処分の言渡しを受けた会員又は準会員の懲戒処分の効力、通知及び公示並びに不服申立の事由は、なお従前の例による。当該会員又は準会員が不服申立を行った場合の懲戒処分の効力の中断、通知及び公示も同様とする。

9 第3条、第4条、第7条中の準会員に限定する括弧書き、第8条第3項、第11条、第12条、第13条、第15条、第21条第2項、第31条第2項、第34条第3項、第61条、第75条第1項乃至第2項、同第3項中の綱紀審査会に係る部分以外、第85条乃至第86条の2、第86条の4乃至第86条の5、第86条の6中修了考査運営委員会の委員を追加する部分、第89条の5第3項、第102条中の準会員に限定する括弧書き及び第115条の改正規定は、平成18年1月1日から適用する。

10 平成17年12月31日現在会計士補である者又は会計士補となる資格を有する者については、平成18年1月1日以降、公認会計士法附則(平成15年法律第67号)第2条(会計士補に関する経過措置)に基づき、改正前の公認会計士法の規定を適用する。

11 平成17年12月31日現在準会員である会計士補は、第9項の適用の際に、当然、第4条第3項第2号の準会員となる。

12 第3条第9号に定める公認会計士試験に合格した者には、当分の間、平成17年12月31日以前に実施された公認会計士試験第二次試験に合格した者を含むものとする。

13 会長は、過去に会員であった者(法第21条第1項第1号により登録を抹消した者に限る。)のうち、平成17年12月31日現在において、満65歳以上であり、かつ、会員であった期間が通算20年以上で同期間の会費が完納されている者が、平成18年1月1日から平成19年12月31日までの間に本会の会員となった場合は、第21条第1項の規定にかかわらず、本人の申請に基づき入会金の納付を免除することができる。

14 準会員入会資格審査規則(制定昭和41年12月1日)は、第9項の適用日に廃止する。

15 第107条から第110条までの改正規定は、平成17年4月1日から適用する。

16 特別税務部会規約は、前項の適用日に廃止する。

附 則（平成18年 7 月 4 日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成18年 8 月21日）から施行する。ただし、第34条、第38条の 2、第44条、第45条の 4 第 2 項、同条第 3 項ただし書き及び第 4 項、第45条の 5、第46条第 1 項及び第 8 項、第46条の 2 から第47条まで、第49条から第51条まで、第52条の 2 第 5 項、第53条から第55条まで、第69条、第88条第 6 項、第89条の 5 第 5 項、第104条及び第121条の改正規定並びに第44条の 2 を削る改正規定は、平成19年の定期総会終了後から施行する。
- 2 第14条、第43条、第45条から第45条の 3 まで、第45条の 4 第 1 項及び第 3 項本文、第46条第 2 項から第 7 項まで及び第64条の改正規定は、平成19年の定期総会終了の時から任期が始まる役員から適用し、平成19年の定期総会終了の時までを任期とする役員については、なお従前の例による。
- 3 第103条第 2 項の改正規定は、平成19年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。
- 4 第 1 項本文の施行日の前日において監査業務審査会又は監査・綱紀事案検討会の調査又は審議に付されている事案については、施行日において改正後の監査業務審査会の調査又は審議に付されたものとみなす。
- 5 倫理委員会規則（制定 平成16年 7 月 6 日）及び監査・綱紀事案検討会規則（制定 平成13年 7 月 3 日）は、第 1 項本文の施行日に廃止する。）
- 6 第22条及び第87条第 3 項第 1 号の改正規定は、会社法の施行の日（平成18年 5 月 1 日）から適用し、適用日前に締結した契約に係る監査については、なお従前の例による。
- 7 第22条第 3 項第一号に規定する「会社法に基づく監査契約」には、当分の間、臨時計算書類に係るものは含まないものとする。
- 8 第65条第 4 項、第101条、第103条第 1 項及び第106条の 2 の改正規定は、平成18年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。
- 9 第11条の改正規定は、平成18年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成18年12月11日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成19年 2 月 2 日）から施行する。
ただし、平成18年 7 月 4 日改正規定のうち、施行日現在において未施行の規定の施行日は、附則（平成18年 7 月 4 日改正）の定めるところによる。
- 2 第123条第 1 項及び第 3 項、第125条第 2 項から第 7 項まで、第127条から第137条までの改正規定については、平成19年 4 月 1 日から適用する。
- 3 前項の適用日において、第127条第 1 項に定める上場会社と監査契約を締結している上場会社監査事務所の登録の申請に関し必要な経過措置は、規則で定める。
- 4 第125条の改正規定に基づく選任は、第 2 項にかかわらず、適用日前に行うことを妨げない。
- 5 改正前の第88条の 3 第 2 項の規定に基づき選任された品質管理審議会の委員の任期は、第 2 項の適用日の前日までとする。改正後の委員の当初の任期の始期は、第126条の規定にかかわらず、第 2 項の適用日とし、その終期は平成19年の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとする。
- 6 第44条及び第50条第 1 項第三号の改正規定は、会員が施行日以後に行った財務書類の監査業務に係る行為について適用し、会員が施行日前に行った財務書類の監査業務に係る行為については、なお従前の例によるものとし、改正前の倫理規則第15条を適用する。

附 則（平成19年 7 月 4 日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成19年 8 月 3 日）から施行する。
- 2 第111条及び第161条の改正規定は、平成19年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。

附 則（平成19年12月10日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成20年 1 月17日。以下「認可日」という。）から施行する。
- 2 第 5 章の改正規定は、認可日から適用する。
- 3 第 2 条から第 4 条まで、第 8 条、第11条から第16条まで、第19条、第25条、第30条、第31条、第37条、第41条、第50条、第108条、第139条、第151条及び第157条の改正規定並びに第31条の 2 の新設規定は、公認会計士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第99号）の施行の日（平成20年 4 月 1 日）から適用する。
- 4 第122条、第127条及び第156条の改正規定は、平成19年 9 月30日から適用する。
- 5 第84条、第95条及び第11章の改正規定は、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成20年 7 月 9 日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成20年 8 月18日）から施行する。
- 2 第51条、第116条、第117条及び第119条の改正規定は、平成21年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日の前日までに終了する事業年度の研修に係る懲戒及び措置に関する規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 第156条の改正規定は、平成20年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査契約から適用する。

附 則（平成21年 7 月 8 日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成21年 8 月10日）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第16条の規定は、平成21年 9 月 1 日以後に受け付けた変更登録の申請から適用する。
- 3 この改正規定の施行の際現に会計士補たる準会員である者については、この改正規定による改正前の会則（以下「旧会則」という。）第30条第 5 項後段の規定は、なおその効力を有する。
- 4 新会則第50条、第50条の 2 及び第50条の 4 の規定は、平成22年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に新会則第50条第 1 項各号のいずれかに該当した会員及び準会員について適用する。適用日前に旧会則第50条第 1 項第五号に該当し、まだ同条第 3 項ただし書きの規定による懲戒の処分を受けていない会員及び準会員についても、同様とする。
- 5 新会則第50条の 3 の規定は、適用日以後に第52条第 2 項第一号の規定による報告があった事案について適用する。
- 6 適用日前に旧会則第50条第 1 項各号のいずれかに該当した会員及び準会員（第 4 項後段の規定に係る者を除く。）に対する懲戒の処分及び手続については、なお従前の例による。
- 7 この改正規定の施行の際現に旧会則第50条第 3 項ただし書きの規定により同項第一号の懲戒処分（以下「従前の規定による懲戒処分」という。）を受けている会員がこの改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から 1 年間の期間に係る会費（地域会会費を含む。以下同じ。）を納付しない場合、及び施行日から適用日の前日までに従前の規定による懲戒処分を受けた会員で従前の規定による懲戒処分を受けた日から 1 年間の期間に係る会費を納付しない場合についても、新会則第 50条第 7 項と同様とする。
- 8 新会則第51条の規定は、適用日以後に開始する事業年度に係る研修について適用する。
- 9 適用日の前日までに終了する事業年度の研修に係る懲戒については、なお従前の例による。
- 10 新会則第83条、第86条、第87条及び第90条の規定は、平成22年の定期総会終了の時に任期が始まる役員及び役員の選出から適用する。
- 11 新会則第93条の規定は、平成22年の定期総会終了後の理事会について適用する。
- 12 新会則第110条の規定は、平成22年の定期総会終了の時から適用する。
- 13 新会則第111条及び第161条の規定は、平成22年 4 月 1 日に開始する事業年度から適用する。
- 14 新会則第148条の規定は、平成22年 4 月 1 日以後に行う修了考査から適用する。

附 則（平成22年 7 月 7 日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成22年 9 月14日）から施行する。

附 則（平成23年 7 月 6 日改正）

- 1 第44条、第108条及び第152条の改正規定は金融庁長官の認可があった日（平成23年 8 月 5 日）から、その他の改正規定は平成24年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成24年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日において、この改正規定による改正前の会則（以下「旧会則」という。）第139条第 1 項第三号の規定による監査業務審査会の調査に付されている案件は、この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第140条の 2 第 2 項第二号に規定する事案として施行日において規律調査会の調査に付されたものとみなす。
- 3 前項の規定により規律調査会の調査に付されたものとみなされる事案について監査業務審査会が施行日の前日までにした調査の記録、収集した資料等は、規律調査会が引き継ぐものとする。
- 4 施行日の前日までに旧会則第52条第 2 項第一号の会長からの審査要請があった事案のうち、同日において旧会則第54条第 3 項の規定による結論案の具申に至っていない事案は、新会則第140条の 2 第 2 項第一号に規定する事案として施行日において規律調査会の調査に付されたものとみなす。
- 5 前項の規定により規律調査会の調査に付されたものとみなされる事案について旧会則第55条第 2

項の規定により提供された資料及び施行日の前日までに旧会則第54条第3項の調査班による調査に付されていた場合にあってはその調査の記録、収集した資料等は、規律調査会が引き継ぐものとする。

- 6 新会則第140条の2第3項の規定は、第4項の規定により新会則第140条の2第2項第一号に規定する事案とみなされる事案については、適用しない。
- 7 施行日の前日までに旧会則第52条第2項第一号の会長からの審査要請があった事案のうち、同日までに旧会則第54条第3項の規定による結論案の具申があり、まだ処分内容等の決定に至っていない事案の綱紀審査会における審査手続は、なお従前の例による。
- 8 旧会則第54条第2項の調査員の任期は、施行日の前日までとする。ただし、前項に規定する事案を担当している調査員については、当該事案の綱紀審査会における審査が終了する時（当該事案につき、旧会則第60条の不服申立てがあったときは、当該事案の不服審査会における審査が終了する時とする。次項において同じ。）までその任期を伸長する。
- 9 旧会則第54条第5項の専門調査員の任期は、施行日の前日までとする。ただし、第7項に規定する事案を担当している専門調査員については、当該事案の綱紀審査会における審査が終了する時までその任期を伸長する。
- 10 施行日の前日において、第4項に規定する事案に係る調査班の調査員であった者は、施行日において新会則第140条の4第2項の規定による委嘱を受けたものとみなして同条第1項の調査員となり、当該事案に係る規律事案調査班を編成する者となる。
- 11 第4項に規定する事案の関係会員が施行日の前日までに旧会則又はこれに基づく規則の規定により綱紀審査会に対してした届出その他の行為は、新会則又はこれに基づく規則の相当規定により規律調査会にした届出その他の行為とみなす。

附 則（平成24年7月4日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成24年8月9日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6章及び第7章の改正規定については、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第137条の2第2項の規定は、この改正規定による改正前の会則（以下「旧会則」という。）第125条第5項の規定により委嘱した品質管理審議会の委員の任期が終了した時から適用し、同項の規定により委嘱した品質管理審議会の委員の任期については、なお従前の例による。
- 3 平成24年10月1日前に旧会則第124条第3項の規定により委嘱した品質管理委員会の委員の任期は、旧会則第126条において準用する旧会則第139条第9項の規定にかかわらず、平成24年9月30日までとする。
- 4 新会則第125条及び第137条第11項において準用する新会則第139条の規定にかかわらず、平成24年10月1日以後最初に委嘱する品質管理委員会の委員並びに上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の委員及び予備委員の任期は、平成24年10月1日以後第1回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとする。
- 5 会長は、平成24年10月1日前においても、新会則第124条第3項及び第137条第8項の規定による委嘱その他必要な手続を行うことができる。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、第6章及び第7章の改正規定の施行に関し必要な経過措置は、品質管理委員会の議を経て、理事会で定める。
- 7 新会則第140条の3第6項において準用する新会則第139条第11項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の際現に就任している規律調査会の委員の任期は、施行日以後第1回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとする。
- 8 新会則第140条の4第3項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の際現に就任している規律調査会の調査員の任期は、なお従前の例によることとし、同項の規定は、施行日以後に委嘱する調査員の任期について適用する。ただし、施行日から施行日後最初に到来する7月31日までの間に委嘱する委員の任期は、その委嘱した日に始まるものとする。

附 則（平成25年7月3日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成25年8月9日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第50条の2及び第50条の3の改正規定については、平成25年10月1日から施行する。

- 2 この改正規定による改正後の第149条第2項の規定に伴い増員した委員の任期は、施行日に現に就任している委員の任期と同様とする。

附 則（平成26年7月9日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成26年9月1日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の第6章及び第8章の規定は、平成27年7月1日以後実施する品質管理レビューについて適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において、この改正規定による改正前の会則第122条第3項の規定により品質管理レビューを受けなければならないこととされている監査事務所に対する特別レビューの実施に関する規定は、施行日から適用する。

附 則（平成27年7月21日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成27年9月17日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第132条の2第1項の規定による名簿再登録制限者の指定は、次の事案から行う。
- 一 新会則第131条第2項第二号に該当したことによる新会則第132条の2第1項第一号の指定 施行日後に新会則第134条第2項に規定する通知を受けた事案
 - 二 新会則第132条第1項第一号（上場会社の監査業務に起因して懲戒処分を受けた場合に限る。）又は同項第二号に該当したことによる新会則第132条の2第1項第一号の指定 施行日後に新会則第132条第3項に規定する通知を受けた事案
 - 三 新会則第132条の2第1項第二号又は同項第三号の指定 施行日後に第一号又は前号に該当した事案
 - 四 新会則第132条の2第1項第四号の指定 施行日後に業務停止の懲戒処分がなされた事案
 - 五 新会則第132条の2第1項第五号の指定 施行日後に第52条第2項第一号の規定による申渡し がなされた事案
- 3 施行日前に申請がなされた上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録に関する手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 4 施行日時点において、この改正規定による改正前の会則（以下「旧会則」という。）第128条第3項の規定により本登録審査中の事務所として登録された監査事務所及び旧会則第128条の2第2項の規定により上場会社と契約予定の事務所として準登録事務所名簿に登録されその後本登録審査中の事務所として登録されている監査事務所は、新会則第128条の2第4項の品質管理レビュー実施前監査事務所として準登録事務所名簿に登録されたものとみなす。
- 5 施行日時点において、旧会則第128条の2第4項の規定により準登録事務所名簿に登録されその後本登録審査中の事務所として登録されている監査事務所は、新会則第128条の3第2項の品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録されたものとみなす。
- 6 施行日に現に上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所は、新会則第129条第2項に定める誓約書を、施行日から30日以内に会長に提出するものとする。
- 7 新会則第84条、第95条、第111条、第161条、第162条、第164条、第166条及び第169条の規定は、平成28年4月1日以後開始する事業年度について適用する。

附 則（平成28年7月25日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成28年9月30日）から施行する。

附 則（平成29年7月19日改正）

- 1 この改正規定は、平成29年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4章及び第8章の改正規定については、金融庁長官の認可があった日（平成29年9月21日）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）の規定は、次項から第5項までに規定するものを除き、施行日前に生じた事実についても、適用する。ただし、この改正規定による改正前の会則（以下「旧会則」という。）の規定により生じた効力を妨げない。
- 3 施行日前に旧会則第50条第6項ただし書及び第7項並びに第51条の規定により開始された懲戒処分の手続については、なお従前の例による。

- 4 施行日前に旧会則第50条第1項第五号及び第50条の4第2項の規定により同項各号の権利を停止された会員及び準会員については、なお従前の例による。
- 5 新会則第50条第1項第六号、第116条第4項、第5項及び第7項並びに第117条(第2項を除く。)の規定は、施行日の属する事業年度において行われている継続的専門研修制度による研修から適用し、その前事業年度における継続的専門研修制度による研修については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定にかかわらず、新会則第50条第1項第六号の規定の適用に当たっては、施行日の属する事業年度の前事業年度に係る継続的専門研修制度の研修について旧会則第50条第6項第一号(同条第1項第六号に該当する会員に限る。)若しくは第51条の規定による懲戒処分を受けた者又は旧会則第50条第7項第二号の規定により処分提案書の作成を指示された者は、新会則第117条第1項の規定により指示を受けた者とみなす。この場合において、新会則第50条第1項第六号中「第117条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず」とあるのは「旧会則第50条第6項第一号若しくは第51条の規定により懲戒処分を受け、又は旧会則第50条第7項第二号の規定により処分提案書の作成を指示されたにもかかわらず」と、「当該指示に係る」とあるのは「当該懲戒処分又は処分提案書に係る」と、「同項」とあるのは「第117条第1項」と読み替える。
- 7 附則第5項の規定にかかわらず、会長は、施行日の属する事業年度の前事業年度に係る継続的専門研修制度の研修について旧会則第117条第1項に規定する義務不履行者となった会員に対し、この改正規定の施行後、遅滞なく、研修の履修に関し、指示することができる。この場合において、当該指示を受けた会員は、新会則第117条第3項(旧会則第51条第2項の規定により公示されている場合を除く。)から第5項までの規定の適用に当たっては、同条第1項の指示を受けた会員とみなすものとし、当該会員については、附則第3項の規定にかかわらず、その後の旧会則第50条第6項第一号(同条第1項第六号に該当する会員に限る。)若しくは第51条(同条第2項の規定により既に公示されている場合を除く。)の懲戒処分の手続又は旧会則第50条第7項第二号の規定による処分提案書の作成の指示は、行わないものとする。
- 8 施行日前に会費(地域会会費を含む。)を滞納している会員又は準会員がある場合には、新会則第158条の2第1項の規定の1年以上の期間の計算に当たっては、施行日前の期間を通算して行うものとする。
- 9 平成29年9月21日において現に修了考査運営委員会の委員である者に関するこの改正規定による改正後の会則第149条第4項の規定の適用については、同項中「修了考査の合格発表の日の翌日」とあるのは、「その就任の日」とする。

附 則(平成30年7月24日改正)

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日(平成30年10月11日)から施行する。ただし、第146条の改正規定については、平成30年11月1日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会則(以下「新会則」という。)第73条及び第79条の規定は、平成31年以降に招集する総会について適用する。
- 3 新会則第79条の規定にかかわらず、理事会で定める日までの間に招集する総会に限り、議決権を有する者の意思表示により従前の規定の例により議決権を行使することができる。
- 4 前項の規定による議決権の行使に関し必要な事項は、理事会で定める。
- 5 新会則第91条第1項の規定は、平成31年7月4日以後に就任する専務理事の任期について適用する。
- 6 この改正規定による改正前の会則第146条第2項に規定する実務補習協議会の委員の任期は、実務補習所の所長及び実務補習所運営委員会の正副委員長の任期にかかわらず、平成30年10月31日までとする。
- 7 会長は、平成30年11月1日前においても、新会則第146条第3項及び第4項の規定による指名その他必要な手続を行うことができる。

附 則(2019年7月22日改正)

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日(2019年9月5日)又は2019年10月1日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 施行日の前日において、この改正規定による改正前の会則(以下「旧会則」という。)第139条第1項の規定により監査業務審査会の調査に付されている案件及び旧会則第140条の2第2項の規定による規律調査会の調査及び審議に付されている事案であり、その手続が終了していないものは、

この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第60条第3項に規定する事案として施行日において監査・規律審査会の調査及び審査に付されたものとみなす。この場合において、旧会則第140条の2第2項の規定による規律調査会の調査及び審議に付されている事案については、新会則第60条第3項第3号の調査及び審査も含むものとする。

- 3 監査業務審査会及び規律調査会が施行日の前日までにした調査の記録、収集した資料等は、監査・規律審査会が引き継ぐものとする。
- 4 旧会則第139条第11項及び同第14項の監査業務審査会の委員及び臨時委員の任期は、施行日の前日までとする。
- 5 旧会則第140条の4第3項の調査員の任期は、施行日の前日までとする。ただし、第2項の規定により監査・規律審査会の調査及び審査に付されたことみなされる事案を担当している調査員については、当該事案の監査・規律審査会における調査及び審査が終了する時（当該事案が綱紀審査要請された場合は、綱紀審査会における審査が終了する時）までその任期を延長する。
- 6 旧会則第140条の2第6項で準用する旧会則第139条第11項及び同第14項の規律調査会の委員及び臨時委員の任期は、施行日の前日までとする。
- 7 新会則第2編第3章の規定は、2020年7月1日以後手続を開始する品質管理レビューから適用し、同日以前に手続を開始する品質管理レビューについては、なお従前の例による。
- 8 施行日の前日において、旧会則第60条第1項の規定により不服審査会の審査に付されている事案及び旧会則第135条第1項の規定による上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の審査に付されている事案であり、その手続が結了していないものは、新会則第102条第1項及び第107条第1項に規定する事案として施行日において適正手続等審査会の審査に付されたものとみなす。
- 9 前項の規定により適正手続等審査会の審査に付されたものとみなされる事案について不服審査会及び上場会社登録・措置不服審査会が施行日の前日までにした調査の記録、収集した資料等は、適正手続等審査会が引き継ぐものとする。
- 10 旧会則第57条第9項で準用する旧会則第139条第11項の不服審査会の委員の任期は、施行日の前日までとする。
- 11 旧会則第137条第11項で準用する旧会則第139条第11項の上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の委員の任期は、施行日の前日までとする。
- 12 旧会則第137条の2第6項で準用する旧会則第139条第11項の品質管理審議会の委員の任期は、施行日の前日までとする。
- 13 旧会則第142条第7項で準用する旧会則第139条第11項の監査業務モニター会議の委員の任期は、施行日の前日までとする。
- 14 新会則第194条第2項の規定は、2020年4月分の普通会費から適用し、同月前に発生する普通会費については、なお従前の例による。
- 15 新会則第194条第3項の規定は、2020年12月1日以後に終了する事業年度又は会計年度に係る業務会費から適用し、同日前に終了する事業年度又は会計年度に係る業務会費については、なお従前の例による。

附 則（2021年7月15日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（2021年9月14日）から施行する。

附 則（2022年7月25日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（2022年8月29日）から施行する。

附 則（2023年1月31日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（2023年3月1日）又は2023年4月1日のいずれか遅い日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和4年法律第41号。以下「改正法」という。）による改正前の公認会計士法第21条第1項第4号の該当性の審査に付されている事案であって、その手続が結了していないものは、施行日以後、この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第32条第1項に該当する事案とみなす。
- 3 新会則第77条第1項から第3項までの規定（同条第2項第3号を除く。）の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後最初に開始する被監査会社等（法第34条の10の4第4項に規定する被監査会社等をいう。）の会計期間（法第24条の3第1項に規定する会計期

間をいう。)の開始の日の前日までの間は、なお従前の例により品質管理レビューを行うものとする。

(1) 大規模監査法人(法第34条の11の 4 第 2 項に規定する大規模監査法人をいう。以下同じ。) 2023 年 7 月 1 日

(2) 大規模監査法人以外の監査事務所 2024年 7 月 1 日

- 4 新会則第77条第 2 項第 3 号の規定は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の前日まで、新会則第77条第 2 項第 3 号中「監査事務所のリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備の状況を確認し」とあるのは「監査事務所の品質管理のシステムの整備の状況を確認し」と読み替えて適用するものとする。
- 5 施行日の前日において、この改正規定による改正前の会則(以下「旧会則」という。)第107条において準用する旧会則第102条第 1 項の規定に基づき適正手続等審査会の審査に付されている事案であって、その手続が終了していないものについては、なお従前の例による。
- 6 施行日の前日において、旧会則第87条第 1 項に基づく上場会社監査事務所名簿への登録の申請又は旧会則第89条第 1 項に基づく準登録事務所名簿への登録の申請が行われている場合であって、当該申請に係る審査の手続が終了していないときは、当該申請に係る審査は行わず、又はこれを中止し、その旨を当該申請者に通知する。
- 7 施行日の前日において、旧会則第88条第 1 項に基づく準登録事務所名簿への登録の申請が行われている場合であって、当該申請の対象となる上場会社との監査契約の締結予定日が新会則の施行日以後であり、かつ、当該申請に係る審査の手続が終了していないときは、当該申請に係る審査は行わず、又はこれを中止し、その旨を当該申請者に通知する。
- 8 施行日の前日において、現に上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所が、施行日以後新会則第46条の 3 の規定に基づく登録の申請を行った場合であって、次に掲げる事項のいずれも満たすときは、新会則第46条の16第 3 項の規定は適用せず、直近に受けた通常レビューの実施結果を踏まえて、新会則第46条の 4 の登録の審査を行う。ただし、上場会社等監査人登録審査会が必要と認めたときは、登録の審査のためのレビューの実施を妨げない。
 - (1) 改正法附則第 3 条第 1 項の規定による経過措置の適用を受ける者であること。
 - (2) 施行日の属する事業年度の直前 3 事業年度において、通常レビューを受けていること。
 - (3) 前号の通常レビュー(直近のものに限る。)において、新会則第78条第 2 号又は第 3 号の措置を受けていないこと。
- 9 改正法附則第 3 条第 3 項の規定により登録上場会社等監査人とみなされる者については、新会則第46条の14及び第46条の15の規定を適用する。
- 10 新会則第125条第 2 項の規定は、施行日前に終了した事業年度の履修結果のみで法第21条第 2 項第 3 号に該当した者については、適用しない。
- 11 新会則第67条第 1 項第 7 号、第122条の 2 第 2 項、第128条の 2 及び第130条の 2 の規定は、施行日以後に実施された研修に係る履修申告について適用し、施行日前までに実施された研修に係る履修申告については、なお従前の例による。
- 12 前項までに規定するもののほか、この改正規定の施行に関し必要な経過措置は、理事会の議により定めることができる。

附 則(2023年 7 月26日改正)

この改正規定は、金融庁長官の認可があった日(2023年 8 月28日) から施行する。

附 則(2024年 7 月18日改正)

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日(2024年 9 月17日。以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 施行日の前日までに会長がこの改正規定による改正前の会則(以下「旧会則」という。)第75条前段の規定により綱紀審査会からの報告を受けた事案及び懲戒処分をした事案(旧会則第69条第 3 項に規定する重ねてする会員権停止の懲戒処分をした事案にあつては、施行日の前日までに処分決定の通知をした事案) における旧会則第70条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく懲戒処分等の公示、公表等については、なお従前の例による。

附 則(2024年 7 月18日改正)

この改正規定は、金融庁長官の認可があった日(2024年 9 月17日) 又は2025年 7 月 2 日のいずれか

遅い日から施行する。

附 則（2025年7月23日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（2025年9月3日）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会則第153条、第154条第1項及び第159条第2項の規定は、2028年の定期総会終了の時から任期が始まる役員から適用し、2028年の定期総会終了の時までを任期とする役員については、なお従前の例による。

附 則（2026年7月22日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（2026年8月27日）（以下「認可日」という。）から施行する。ただし、第46条の6第2項の改正規定は、認可日又は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）附則第1条第4号に規定する日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第194条第2項及び第3項の規定は、2027年4月1日から適用し、同条第1項、第4項及び第5項の規定は、2028年4月1日から適用する。
- 3 新会則第194条第3項の規定にかかわらず、2027年3月末日以前に締結した契約に係る業務会費の負担については、なお従前の例による。
- 4 新会則第194条第4項の規定にかかわらず、2028年3月末日時点で上場会社等監査人名簿に登録されている会員（区分1及び2に該当する者を除く。）の登録上場会社等監査人会費については、同項に基づき算定される額から次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を減じた額を賦課するものとする。
 - (1) 2028年度 4分の3
 - (2) 2029年度 2分の1
 - (3) 2030年度 4分の1